

第3章 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害に遭うこととなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。

このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防ぎよ又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、当該計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

第1節 各機関応急措置の概要

市、県及び関係機関が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

1 市のとるべき措置

応急対策の分担

実施担当	実施内容
動員班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の非常招集その他勤務に関すること。 ・各部の動員要請に関すること。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び運営に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の招集に関すること。 ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び災害対応に関すること。
各部共通事務 (各部庶務担当課)	<ul style="list-style-type: none"> ・部の庶務に関すること。 ・本部、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。 ・部内職員の動員、配備に関すること。 ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 ・所管施設の災害復旧対策の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
各課共通事務	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 ・所管施設の災害復旧対策に関すること。 ・他の班の応援に関すること。

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- (2) 気象に関する予警報の周知徹底
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び被災住民の受入れ並びに指示等の県に対する報告
- (5) 消防団に対する出動命令又は警察官、海上保安官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 指定避難所の開設・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
- (9) 救援物資の配付
- (10) 被災者避難収容施設の供与

- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所の応急復旧
- (13) 水難救護法による遭難船舶の救護
- (14) 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急の安全確保措置の実施
- (15) その他応急対策の実施

2 県のとるべき措置

- (1) 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市町、関係機関からの災害発生等の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給
- (10) 救援物資の調達、輸送
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他応急対策の実施

3 市民のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の本庁、消防防災合同庁舎、各支所、警察官、海上保安官及び消防機関への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地域への避難（高齢者、障がい者、幼児、傷病人等要配慮者を優先）

4 関係機関のとるべき措置

- (1) 災害情報の県、市等に対する通報
- (2) 救援隊等の派遣、救助、資機材配付等の県、市に対する要請
- (3) 県、市等の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

第2節 防災組織及び編成

災害時、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各班等においても、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

1 活動体制の区分及び設置基準

災害の規模あるいは被害状況により、次の表1-1のとおり、警戒体制、特別警戒体制、非常体制、特別非常体制の4段階の体制で、災害応急対策を講じる。

表1-1 活動体制区分及び設置基準

体制区分	設置基準	組織区分	配備区分	配備及び活動体制の基準
警戒体制	(1) 新居浜市を除く東予東部に水防に関する警報が発表されたとき。 (2) その他災害警備のため消防長（風水害に該当しないときは市長）が必要と認めたとき。	水防警戒本部	事前配備	表1-2のとおり
特別警戒体制	(1) 次の各号のいずれかに該当する場合。 ア 本市に水防に関する警報が発表されたとき。 イ 水防警報が発表されたとき。 ウ 市域に局地的災害が発生するおそれのあるとき。 (2) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	災害警戒本部	第1配備	表1-3のとおり
非常体制	(1) 次の各号のいずれかに該当する場合。 ア 市民の生命、身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき。 イ 市域の広範囲にわたる災害が発生するおそれのあるとき。 (2) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	災害対策本部	第2配備	表1-4のとおり
特別非常体制	(1) 市域の広範囲にわたって大規模災害が発生したとき。 (2) 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 (3) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	災害対策本部	第3配備	表1-5のとおり

※ 水防に関する警報とは、大雨・洪水・高潮警報をいう。

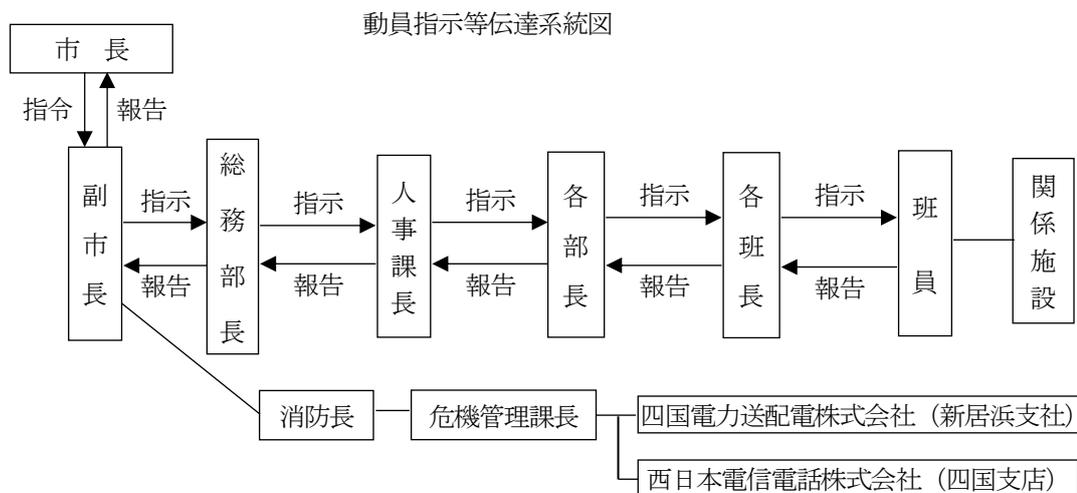
2 動員及び参集

(1) 動員及び参集

- ア 副市長は、市域に大規模な事故及び自然災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに市長に報告し、市長は被害状況により、活動体制開始の指令を行う。
- イ 市長は、気象予警報の発表状況及び被害状況等により、総務部長に配備体制の指示を行う。
- ウ 総務部長は、市長の指示を受け、直ちに人事課長に配備体制に応じた職員の動員指示を次の動員指示等伝達系統図に基づき伝達する。
- エ 各配備体制の配備要員は、勤務時間外等においてテレビ、ラジオ等により気象予警報の発表又は災害の発生を覚知した場合は、動員指示を待つことなく、直ちに自主的に参集し、初動体制を整える。

(2) 伝達

動員指示の伝達は、次のとおりとし、庁内放送、電話、防災行政無線、市メール配信システム等あらゆる手段をもって対処する。



注) 消防団員の招集については、消防本部を通じて行う。

3 職員の配置及び報告

(1) 職員の配置

各部長は配備体制の指示を受けたときは、次の措置を講じる。

- ア 所属職員の掌握
- イ 所属職員の所定の配備場所への配置

(2) 職員動員の報告

各班長は、職員参集表に職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて、動員班長に報告する。動員班長は、職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、災害対策本部長(以下「本部長」という。)に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60分ごととする。

資料編 ・ 様式 I 職員参集表 P783

4 職員の服務

(1) すべての職員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

- ア 配置についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- エ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- オ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

(2) 勤務時間外における遵守事項

ア 連絡を受けた職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、「活動体制の区分及び設置基準」に定める気象予警報の発表又は大規模な事故災害等の発生を覚知した場合は、参集指令を待つことなく、

自主的に指定の場所に参集する

イ 災害の状況により指定の場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属の長、若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

ウ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、できる限り食料品等を携帯するものとする。

エ 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

オ 参集途上で一時的に応急活動（人命救助、消火活動、避難誘導等）に当たらざるを得ないときは、適宜連絡する。

資料編 ・特別警報、警報、注意報の発表基準 P41
 ・水防警報 P203

5 各部の配備動員計画

(1) 各部長は、所管の部の非常配備動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図る。

(2) 各部の配備動員計画は、配備区分ごとに、次の内容により作成する。

ア 配備区分別配備人員名簿

イ 非常招集連絡系統図

(3) 各部長は、作成した配備動員計画を総務部長（人事課長）に提出する。

資料編 ・様式 I 配備区分別配備人員名簿 P784

6 警戒体制

事前配備

表1-2 事前配備の時期及び活動体制の基準

項目	内容
配備時期	1 警戒体制の設置基準となったとき。
配備の内容	1 防災担当課等の少数の人員をもって、主として情報収集活動にあたる。
配備人員	1 あらかじめ指名する各部局連絡員を配備する。 2 消防職員は、勤務のなかで配備する。
活動内容	1 災害に関する情報の収集、整理を行い、防災資機材等の準備を行う。

7 特別警戒体制

第1配備

表1-3 第1配備の時期及び活動体制の基準

項目	内容
配備時期	1 特別警戒体制の設置基準となったとき。
配備の内容	1 警戒体制を強化し、情報の収集連絡及び初期の応急対策活動に対処できる体制とする。 2 災害警戒本部を設置する。
配備人員	1 災害警戒本部から指示された各班の所属職員のうち管理職以上の職員のほか必要とする人員を配備する。 2 その他の消防職員は、勤務のなかで配備する。
活動内容	1 災害関連情報の収集、整理、伝達 2 災害の警戒及び活動 3 災害対策本部設置に備える情報連絡体制の確立

8 非常体制

第2配備

表1-4 第2配備の時期及び活動体制の基準

項目	内容
配備時期	1 非常体制の設置基準となったとき。
配備の内容	1 突発的災害等で救助活動及び情報の連絡活動が円滑に実施しうる体制とし、小規模な応急措置をとる等、状況により第3配備に直ちに切り替える体制とする。 2 災害対策本部を設置する。
配備人員	1 各班の所属職員のうち、あらかじめ指名するおおむね3分の2の職員を配備する。 2 消防職員は、全職員を配備する。
活動内容	1 局地的災害に対する応急対策活動 2 広範囲な災害に備える応急活動体制の確立

9 特別非常体制

第3配備

表1-5 第3配備の時期及び活動体制の基準

項目	内容
配備時期	1 特別非常体制の設置基準となったとき。
配備の内容	1 職員全員をもって対処し、直ちに救助、応急対策等の活動を開始できる体制とする。 2 災害対策本部を設置する。 3 地区連絡員を派遣する。
配備人員	1 職員全員を配備する。
活動内容	1 広範囲にわたる災害に対する応急対策活動

10 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

市長は、災害対策本部設置前においても常に気象状況等に注意し、次により災害警戒本部の体制を整える。

ア 設置基準

(ア) 次の各号のいずれかに該当する場合

- a 本市に気象業務法に基づく警報（波浪、高潮及び大雪警報を除く。）が発表されたとき。
- b 市内の河川又は海岸に水防警報が発表されたとき。
- c 市域に局地的災害が発生するおそれのあるとき。

(イ) その他の状況により市長が必要と認めたとき。

イ 廃止基準

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。
- (ウ) 災害の発生するおそれがなくなったとき。

(2) 災害警戒本部の組織

ア 組織の概要

副市長（統括）を警戒本部長とし、副市長（特命）を警戒副本部長とする。本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部を準用する。ただし、災害情報の収集、災害防止活動及び被害調査に重点をおき、応急対策用資機材等の準備、確保を図る。

イ 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、消防防災合同庁舎5階又は災害警戒本部長の指定する場所に置く。

1.1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市長は、次の災害対策本部設置基準に該当する災害時において、災害応急対策を円滑に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、新居浜市災害対策本部を設置する。

ア 災害対策本部の設置基準

(ア) 次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めるとき。

- a 市民の生命、身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき。
- b 災害発生の有無にかかわらず、市域の広範囲にわたる災害が発生するおそれのあるとき。

(イ) その他の状況により、市長が必要と認めるとき。

イ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、消防防災合同庁舎5階に置く。ただし、特別の事情により災害対策本部の機能を全うすることができないと本部長が判断したときは、市庁舎内（5階大会議室）、市民文化センター（4階大会議室）、総合福祉センター（2階研修室）の順に代替場所を選定する。本部室には、「新居浜市災害対策本部」の標示をする。

ウ 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなったと認めるとき、又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を廃止する。

エ 災害対策本部の設置又は廃止の通知

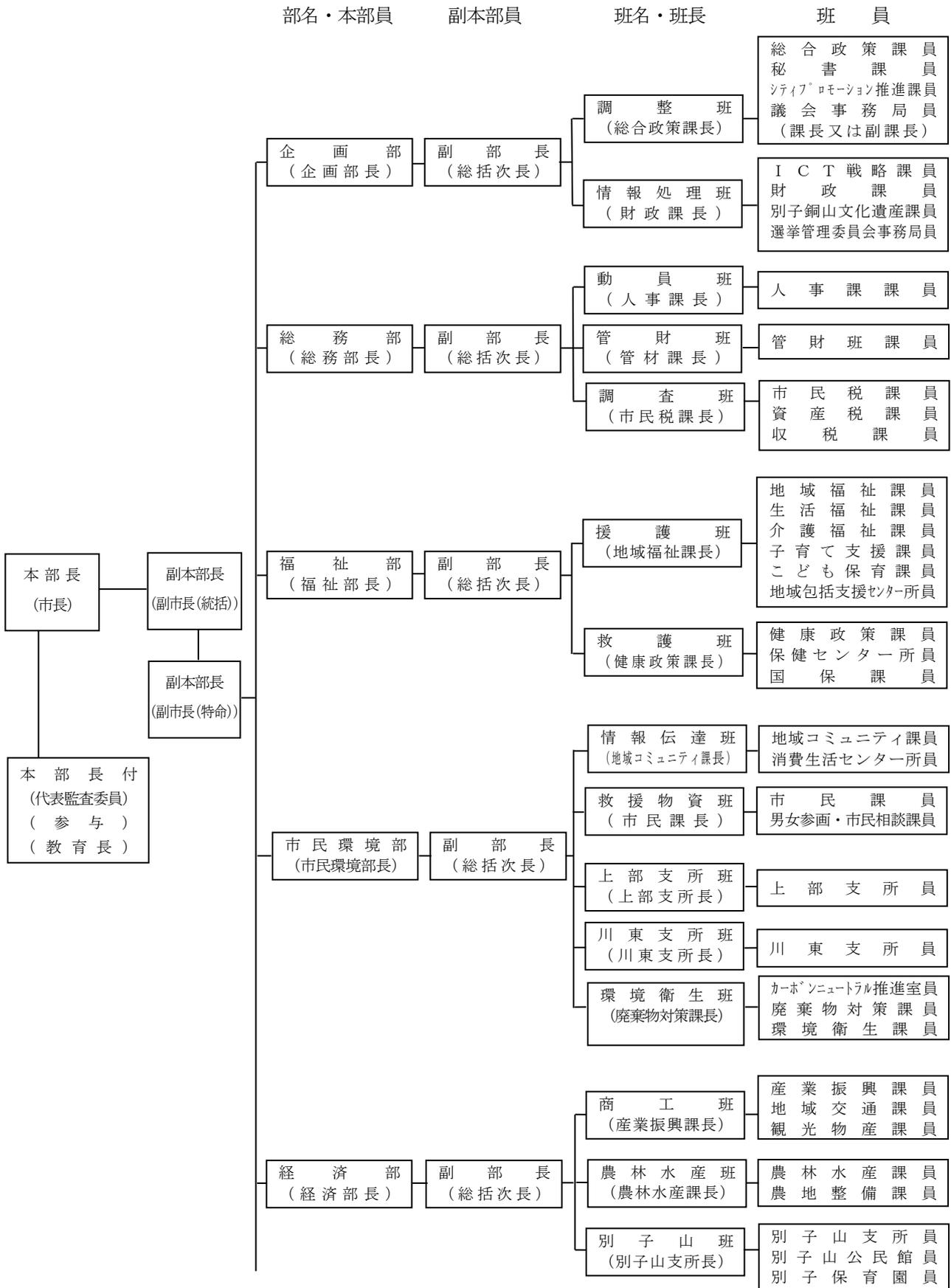
災害対策本部を設置又は廃止した場合は、消防長は直ちに、次の表のとおり電話その他適当な方法により通知する。

報告、通知、公表先等

報告、通知、公表先	連絡担当者	報告、通知、公表の方法
市民	調整班長 (総合政策課長)	ホームページ、メールマガジン、 SNS、広報車
知事(地方局経由)	庶務班長 (危機管理課長)	防災行政無線(同報系)
警察署長		防災行政無線、ファクシミリ 電話、口頭、その他迅速な方法
その他防災関係機関		
隣接市町村長		
報道機関	調整班長 (総合政策課長)	電話、口頭又は文書等

(2) 災害対策本部の組織

ア 組織の構成



部名・本部員	副本部員	班名・班長	班 員
建設部 (建設部長)	副本部長 (総括次長)	土木班 (都市計画課長)	都市計画課員 建築住宅課員 建築指導課員 国土調査課員
		資材班 (用地課長)	用地課員 土地開発公社員 農業委員会事務局員
		道路班 (道路課長)	道路課員
教育部 (教育委員会事務局長)	副本部長 (総括次長)	教育班 (学校教育課長)	学校教育課員 学校給食課員 発達支援課員 各学校員 各幼稚園員
		避難所班 (社会教育課長)	社会教育課員 各公民館員 (別子山公民館を除く) 各交流センター員 図書館員 監査委員事務局員 議会事務局員 (課長又は副課長除く) 人権教育課員 スポーツ振興課員 文化振興課員
議会事務局長			
消防部 (消防長)	副本部長 (危機管理課長)	庶務班 (危機管理課長)	危機管理課員 総務課員 契約課員 出納室員 市史編さん室員
		総務警防班 (警防課長)	消防総務課員 警防課員
	副本部長 (総括次長)	予防班 (予防課長)	予防課員
		通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課員
		北署消防班 (北署消防課長)	北署消防課員
	副本部長 (北消防署長)	川東消防班 (川東分署長)	川東分署員
		南署消防班 (南署消防課長)	南署総防課員
危機管理監			
消防団長			各消防分団員
上下水道部 (上下水道局長)	副本部長 (総括次長)	水道給水班 (水道工務課長)	水道工務課員 企業総務課員
		水道施設班 (水源管理課長)	水源管理課員
		下水道班 (下水道建設課長)	下水道建設課員 企業経営課員
港務部 (港務局事務局長)	副本部長 (港湾課長)	港務班 (主幹又は副課長)	港湾課員

イ 本部の編成及び分掌事務

部名	部長	副部長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
企画部	企画部長	企画部総括次長	調整班 (総合政策課長)	総合政策課 秘書課 生涯学習推進課 議会事務局 (課長又は副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関すること。 2 本部長の特命に関すること。 3 災害の広報に関すること（自治会及び自主防災組織への伝達を除く）。 4 被災写真に関すること。 5 議会との連絡、調整に関すること。
			情報処理班 (財政課長)	ICT戦略課 財政課 別子銅山文化遺産課 選挙管理委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の受付及び処理に関すること。 2 災害情報の整理・記録に関すること。 3 情報システムの被災調査及び応急復旧に関すること。
総務部	総務部長	総務部総括次長	動員班 (人事課長)	人事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集その他勤務に関すること。 2 各部の動員要請に関すること。 3 災害派遣職員の受入れに関すること。
			管財班 (管財課長)	管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査、応急復旧に関すること。 2 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること。
			調査班 (市民税課長)	市民税課 収税課 資産税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害調査、その他災害情報の収集に関すること。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関すること。 3 資材班の応援に関すること。
福祉部	福祉部長	福祉部総括次長	援護班 (地域福祉課長)	地域福祉課 生活福祉課 介護福祉課 子育て支援課 こども保育課 (市立保育園含む) 地域包括支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の総合的支援に関すること。 2 福祉施設の被害調査と応急復旧に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 福祉避難所との連絡調整に関すること。 5 福祉施設の一時的避難所対応に関すること。 6 応急保育に関すること。 7 義援金の受領、分配計画に関すること。 8 ボランティア活動調整の協力に関すること。 9 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 10 死体の検案、受入れに関すること。
			救護班 (健康政策課長)	健康政策課 保健センター 国保課	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・助産及び救護に関すること。 2 医療救護班の編成及び救護所の開設に関すること。 3 医療資機材及び薬品等の調達に関すること。 4 医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 5 保健活動に関すること。 6 防疫活動に関すること。 7 衛生、防疫資材の調達・配布に関すること。

部名	部長	副部長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
市民環境部	市民環境部長	市民環境部総括次長	情報伝達班 (地域コミュニティ課長)	地域コミュニティ課 消費生活センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会及び自主防災組織への伝達に関する事。 2 ボランティア活動の総合調整に関する事。 3 生活物資の価格、需要動向等の調査及び対策に関する事。
			救援物資班 (市民課長)	市民課 男女参画・市民相談課	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧品・生活必需品その他の援護物資の調達、配給に関する事。 2 被災者及び救助活動従事者に対する給食に関する事。 3 災害時物資集積場所の開設、運営に関する事。 4 救援物資及び義援品の受領、配分計画に関する事。
			上部支所班 (上部支所長)	上部支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 上部地区の情報収集及び伝達に関する事。 2 上部地区の災害活動支援に関する事。 3 救援物資の支援に関する事。
			川東支所班 (川東支所長)	川東支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 川東地区の情報収集及び伝達に関する事。 2 川東地区の災害活動支援に関する事。 3 大島地区の連絡に関する事。 4 救援物資の支援に関する事。
			環境衛生班 (廃棄物対策課長)	カーボネット推進室 廃棄物対策課 環境衛生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設トイレの設置及び管理に関する事。 2 環境施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 防疫活動の実施に関する事。 4 災害ごみの収集及び処理に関する事。 5 廃棄物の総合的な処理調整に関する事。 6 し尿の収集及び処理に関する事。 7 へい死獣の処理に関する事。 8 犬、猫等愛がん動物の管理に関する事。 9 死体の埋葬、火葬に関する事。
経済部	経済部長	経済部総括次長	商工班 (産業振興課長)	産業振興課 地域交通課 観光物産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業、観光施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 商工業関係の融資斡旋に関する事。
			農林水産班 (農林水産課長)	農林水産課 農地整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業関係の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 農薬、肥料、飼料、その他資材等の斡旋に関する事。 3 災害農作物等の技術指導に関する事。 4 家畜、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 5 漁港内の障害物の除去に関する事。 6 ため池の水位観測に関する事。 7 被災土地改良施設の技術指導に関する事。 8 農林水産関係の融資斡旋に関する事。 9 避難情報等に関する事。 10 土木工作技術指導に関する事。
			別子山班 (別子山支所長)	別子山支所 別子山公民館 別子保育園	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部及び支所管内の連絡調整に関する事。 2 別子山地区の情報収集及び伝達に関する事。 3 別子山地区内の被害調査に関する事。 4 別子山地区内の避難所の開設・運営に関する事。 5 別子山地区内の救護、保健活動、防疫活動に関する事。 6 資機材の調達に関する事。 7 避難情報等に関する事。 8 避難者の誘導及び受入れに関する事。 9 死体の埋葬、火葬に関する事。

部名	部長	副部長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
建設部	建設部長	建設部総括次長	土木班 (都市計画課長)	都市計画課 建築住宅課 建築指導課 国土調査課	<ol style="list-style-type: none"> 急傾斜地等被害調査及び応急復旧に関すること。 都市公園等の被害調査及び応急復旧に関すること。 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 避難情報等に関すること。 宅地内の土砂・流木等障害物の除去支援に関すること。 倒壊建物の解体及び除去に関すること。 応急仮設住宅の建設に関すること。 住宅の応急修理に関すること。 仮設住宅の入居及び運営管理に関すること。 災害時における土木技術者の確保及び技術指導に関すること。 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 被災宅地の危険度判定に関すること。 被災家屋の2次調査支援に関すること。 建設関係団体への協力要請に関すること。 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急安全確保措置の実施に関すること。
			資材班 (用地課長)	用地課 土地開発公社 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 土木応急復旧資機材の確保及び搬送に関すること。 応急公用負担に関すること。
			道路班 (道路課長)	道路課	<ol style="list-style-type: none"> 道路、橋りょうの被害調査及び応急復旧に関すること。 緊急輸送道路の確保に関すること。 道路の障害物の除去及び交通の確保に関すること。 道路、側溝の土砂・汚泥の処理に関すること。 交通情報の収集に関すること。 路上放置車両等に対する措置に関すること。
教育部	教育委員会事務局長	教育委員会事務局総括次長	教育班 (学校教育課長)	学校教育課 学校給食課(学校の調理員を含む) 発達支援課 各学校 各幼稚園	<ol style="list-style-type: none"> 学校施設の被害調査及び受入れに関すること。 被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。 避難者への給食の協力に関すること。 応急教育に関すること。 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 学校給食保全及び学校保健衛生に関すること。
			避難所班 (社会教育課長)	社会教育課 各公民館(別子山公民館を除く) 各交流センター 図書館 監査委員事務局 議会事務局(課長又は副課長を除く) 人権教育課 スポーツ振興課 文化振興課 適宜、他の班からの応援あり。	<ol style="list-style-type: none"> 避難者の誘導及び受入れに関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 社会教育施設及び体育施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 社会教育団体等への協力要請に関すること。 文化財の被害状況及び応急復旧に関すること。 地域の情報活動に関すること。

部名	部長	副部長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
消防部	消防長	危機管理課長	庶務班 (危機管理課長)	危機管理課 総務課 契約課 出納室 市史編さん室	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関すること。 2 本部の庶務に関すること。 3 各部、各班の総合調整に関すること。 4 関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関すること。 5 避難情報等に関すること。 6 災害情報の保存に関すること。 7 県災害対策本部（県災害警戒本部）との連絡調整に関すること。 8 行方不明者及び要搜索者名簿の作成に関すること。 9 被災地、避難所等付近の交通整理及び防犯対策に関すること。 10 知事及び他市町村長に対する応援要請に関すること。 11 自衛隊災害派遣要請及び受入れに関すること。 12 緊急機材、日用品調達及び貸借に関すること。 13 防災行政無線の保守、復旧に関すること。 14 義援金の保管に関すること。 15 被災者支援事業の調整に関すること。 16 他の部の所管に属しないこと。 17 緊急防災資機材の確保、補給に関すること。 18 消防関係機関との連絡調整に関すること。 (新居浜建設業協同組合含む) 19 食料品に関すること。
		消防本部総括次長	総務警防班 (警防課長)	消防総務課 警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 消防職員の招集に関すること。 3 消防団との連絡に関すること。 4 消防応援要請に関すること。 5 臨時ヘリポートの開設に関すること。 6 避難情報等に関すること。
			予防班 (予防課長)	予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報受付及び現場情報収集に関すること。 2 災害予防及び消防広報に関すること。 3 被害調査報告に関すること。 4 危険物施設に関すること。 5 災害広報の応援に関すること。
			通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。 2 災害通信に関すること。 3 消防通信施設等の保守、復旧に関すること。
		北消防署長	北署消防班 (北署消防課長)	北署消防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防及び水防活動に関すること。 2 救急及び被災者の救助に関すること。 3 行方不明者及び死体の搜索、受入れに関すること。 4 危険箇所の警戒巡視に関すること。 5 警戒区域の設定に関すること。 6 避難指示及び避難者の誘導に関すること。 7 現地調査及び災害対応に関すること。 8 災害広報の応援に関すること。 9 避難道路の確保に関すること。
			川東消防班 (川東分署長)	川東分署	
		南消防署長	南署消防班 (南署消防課長)	南署消防課	
		消防団長	各地区副団長	各消防分団	

部名	部長	副部長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
上下水道部	上下水道局長	上下水道局総括次長	水道給水班 (水道工務課長)	水道工務課 企業総務課	1 飲料水確保及び応急給水に関すること。 2 給配水施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 水道無線施設の保守、復旧に関すること。 4 災害広報の応援に関すること。 5 土木工作技術指導に関すること。
			水道施設班 (水源管理課長)	水源管理課	1 水源施設等の被害調査及び応急復旧、応急給水転用に関すること。 2 工業用水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 上水道の衛生維持に関すること。
			下水道班 (下水道建設課長)	下水道建設課 企業経営課	1 河川、下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 排水処理に関すること。 3 排水ポンプ施設の運転管理に関すること。 4 河川内の流木等障害物の除去に関すること。 5 避難情報等に関すること。 6 水位観測に関すること。 7 土木工作技術指導に関すること。
港務部	港務局事務局長	港湾課長	港務班 (港湾課主幹技官又は副課長)	港湾課	1 海岸、港湾の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 潮位の観測に関すること。 3 海難事故の連絡及び停泊避難に関すること。 4 海上輸送に関すること。 5 港湾内の障害物の除去に関すること。 6 避難情報等に関すること。 7 土木工作技術指導に関すること。

注) 相互の応援体制について

- 1 部内の応援体制については、各部長が調整する。
- 2 部内の応援体制で不足する場合は、副市長が部外の応援を指示する。
ただし、本部長の指示により、組織の編成替を命じることができる。

共通事務

各部に 共通する事務	各部 庶務担当課	1 部の庶務に関すること。 2 本部、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。 3 部内職員の動員、配備に関すること。 4 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 5 所管施設の災害予防(避難を含む。)及び災害復旧対策の取りまとめに関すること。 6 関係機関との連絡調整に関すること。
各課に 共通する事務		1 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 2 所管施設の災害予防(避難を含む)及び災害復旧対策に関すること。 3 他の班の応援に関すること。

ウ 組織の概要

(ア) 災害対策本部長

市長を本部長とする。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。なお、災害対策本部機構は、本来の行政組織を主体にし機能別に編成する。

(イ) 災害対策副本部長

副市長を災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)とする。

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、副市長がその職務を代行する。

(ウ) 災害対策本部長付

教育長、代表監査委員、参与を災害対策本部長付（以下「本部長付」という。）とする。
本部長付は、副本部長を補佐する。

(エ) 災害対策本部員（部長）

原則として、各部長相当職を災害対策本部員（以下「本部員」という。）とする。本部員は、部を統括し所属部員を指揮監督する。

(オ) 本部連絡員

本部連絡員は、各部長がそれぞれの所管職員のうちから指名する者をもって充てる。本部長の命令あるいは災害対策本部で決定した事項等は、本部連絡員を通じて各班に連絡する。各班で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、災害対策本部あるいは他の班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて災害対策本部に連絡する。

(カ) 副部長（総括次長）

副部長は、部長の補佐をし、所属の各班長及び班員を指揮監督する。

(キ) 班長

班長は、各班を指揮監督する。

(ク) 副班長

班長以外の課長職は副班長として災害対策に従事し、班長の補佐及び課員の指揮監督をする。

(ケ) 班員は班長の命を受けて、災害対策に従事する。

資料編 ・新居浜市災害対策本部運営要領 P12

エ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(ア) 現地本部は、現地本部長及び現地本部員その他の職員をもって組織する。

(イ) 現地本部長及び現地本部員その他の職員は、本部長がそのつど指名する者をもって充てる。

(ウ) 現地本部長は、本部長の命をうけ、現地本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(3) 災害対策本部の運営

ア 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害対策本部を設置したときは、速やかに災害対策本部会議を開催する。

(ア) 災害対策本部会議の構成

災害対策本部会議の構成は、次のとおりとし本部長が主宰する。

- a 本部長（市長）
- b 副本部長（副市長）
- c 本部長付（教育長、代表監査委員、参与）
- d 本部員（災害対策本部各部長）
- e 必要により本部長が指名した者

(イ) 報告事項

本部員は、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

(ウ) 協議事項

災害対策本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- a 災害応急対策に関すること。
- b 自衛隊、海上保安部、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること。
- c 災害救助法の適用に関すること。
- d 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- e その他災害対策の重要事項に関すること。

イ 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

庶務班長及び管財班長は、災害対策本部が設置されたときは、次の措置を講じる。

(ア) 災害対策本部開設に必要な資機材等の準備

- a 防災マップの設置
- b 被害状況図、ホワイトボード等の設置
- c 住宅地図等その他地図類の確保
- d ラジオ、テレビの確保
- e コピー機等の複写装置の確保
- f ビデオ、テープレコーダ、カメラ等の記録装置の確保
- g 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表
- h 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- i その他必要資機材の確保

(イ) 通信手段の確保

次の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

- a 防災行政無線
- b 電話、携帯電話等
- c 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

ウ 災害対策本部の標識等

本部長、副本部長、班長、その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、腕章等を着用する。

(4) 地区連絡員

「地区連絡員」は、市内全域をカバーし得るよう各公民館・交流センターに派遣され、情報収集活動及び広報活動を行う。

ア 地区連絡員の派遣基準

(ア) 市域に災害の発生が予想され災害対策本部が設置されたとき。

(イ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

イ 地区連絡員の派遣先

各校区公民館・交流センターに派遣する。

ウ 地区連絡員

原則として、各校区に居住する職員のうちから、あらかじめ指名する職員をもって、地区連絡員とする。

地区連絡員となった職員は、市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、各公民館・交流センターへ直ちに参集し、本部（動員班）へ報告する。

エ 自治会連絡員の派遣

各校区連自治会長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、各公民館・交流センターに自治会連絡員を派遣するものとする。

(5) 職員の応援

各部における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、事務局に職員の応援を要請するものとする。動員班は、災害対策本部会議で決定された応援方針に基づき余裕のある部のうちから適当な部を決定し通知する。

なお、市災害対策本部内における応援でなお不足するときにあっては、県に対して東予地方局を通じ職員の応援又は派遣を要請する。

第3節 通信連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市は防災関係機関及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達の迅速かつ確実を図るとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	・防災行政無線施設の保守、復旧に関すること。
水道給水班	・水道無線施設の保守、復旧に関すること。
通信指令班	・災害情報等の収集伝達に関すること。 ・災害通信に関すること。 ・消防通信施設等の保守、復旧に関すること。

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、次の手段のほか、衛星携帯電話や衛星インターネット等、多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

1 市防災行政無線施設

庶務班長は、防災行政無線施設の保守、復旧に関して、次の措置を行う。

(1) 災害の発生が予想される場合

- ア 要員の確保
- イ 予備電源の確保
- ウ 機器動作状態の監視の強化
- エ 機器等の保護強化

(2) 施設が被災した場合

- ア 通信可能な通信回線等の確保
- イ 職員及び保守業者による部品確保及び応急復旧の実施

2 水道無線施設

水道給水班長は、水道無線施設の保守、復旧に関して、次の措置を行う。

(1) 災害の発生が予想される場合

- ア 要員の確保
- イ 予備電源の確保
- ウ 機器動作状態の監視の強化
- エ 機器等の保護強化

(2) 施設が被災した場合

- ア 通信可能な通信回線等の確保
- イ 職員及び保守業者による部品確保及び応急復旧の実施

3 消防無線電話施設等

通信指令班長は、消防無線電話施設等の保守、復旧に関して、次の措置を行う。

(1) 災害の発生が予想される場合

- ア 要員の確保
- イ 予備電源の確保
- ウ 機器動作状態の監視の強化
- エ 機器等の保護強化

(2) 施設等が被災した場合

- ア 消防部の各班長は、施設等が故障、損傷又は忘失したときは、必要な処置をとるとともに、直ちに消防

無線電話施設管理者（通信指令班長）に被害状況を報告する。

イ 消防無線電話施設管理者（通信指令班長）は、復旧に必要な措置をとるとともに、消防長及び総務警防班長に被害状況を報告する。

ウ 通信指令班長は、被害の状況に応じ、次の措置を行う。

（ア）通信可能な通信回線等の確保

（イ）職員及び保守業者による部品確保及び応急復旧の実施

4 県防災通信システム（地上系・衛星系）

新居浜市に設置している端末局等に障害が発生した場合、部品交換による応急復旧が行えるよう、県との連携を図り、保守部品の確保等保守体制を確立する。

5 公衆通信設備の優先利用

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに備えて、平素から最寄りの西日本電信電話株式会社支店・営業所に要請し、「災害時優先電話」の指定を受けておく。

なお、災害時優先電話については、災害時に機能を発揮するために、発信専用電話として利用するものであることを、総務部は市職員のほか設置機関に対して周知する。

6 他機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第57条、第61条の3、第79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、使用できる他の機関の通信設備は、次のとおりである。

- (1) 警察通信設備
- (2) 国土交通省無線設備
- (3) 鉄道通信設備
- (4) 電力通信設備
- (5) 自衛隊通信設備

7 非常通信の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関は、電波法第52条、同74条の規定により無線局を開設している者に対し非常通信を依頼することができる。

8 放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者に放送を要請することができる。

市長は、原則として知事を通じて放送を要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は直接市長が要請する。

- (1) 放送要請事項
 - ア 市の地域の大半にわたる災害に関するもの
 - イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの
- (2) 放送要請内容
 - ア 放送を求める理由
 - イ 放送内容
 - ウ 放送範囲
 - エ その他必要な事項
- (3) 要請責任者

放送を要請する場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

9 インターネットの利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令する場合において、緊急を要し特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本

法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

10 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、かつ、徒歩による連絡が困難な孤立地域が発生したときは、市長は、東予地方局を通じて県消防防災ヘリコプター(必要により自衛隊、県警察本部)による航空偵察の要請を依頼し被災状況等を把握するとともに、当該集落との通信連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備え、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

- (1) 孤立状況の把握
- (2) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- (3) 孤立時における緊急救出手段の確保(ヘリコプター、バイク)
- (4) 孤立地域に対する集団避難の勧告・指示の検討
- (5) 緊急支援物資の確保・搬送
- (6) 県を通じ、自衛隊、県警察本部等の航空偵察の要請

11 情報の収集・伝達手段の応急復旧

災害による通信機能の低下を最小限にとどめ早急な機能の回復を図るため、情報の収集・伝達手段については、迅速に応急復旧のための体制を確立する。

12 アマチュア無線通信施設又は携帯電話の活用

災害により通信連絡が困難となった場合には、市内アマチュア無線局の協力を求め、通信の確保を図る。また、各職員が保有している携帯電話についても通信手段のひとつとして活用する。

13 自治会等放送施設

自治会放送施設については、施設が被災した場合、各自治会において、保守業者等の協力を得て保守及び応急復旧を実施するものとする。ただし、防災行政無線と接続するために自治会放送施設に取り付けたWiMAXのルーター等については、市において、保守業者の協力を得て保守及び応急復旧を実施する。

資料編	・様式 I	・新居浜市防災行政無線設置状況	P113
		・水道無線設備状況	P117
		・愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図	P119
		・市内のアマチュア無線グループ	P120
		・消防無線機保有数(デジタル無線等)	P163
		・消防救急デジタル無線機一覧	P164

第4節 情報活動

市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関すること。 ・災害情報の保存に関すること。 ・県への被害状況報告に関すること。
情報処理班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受付及び処理に関すること。 ・災害情報の整理・記録に関すること。
調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。
情報伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会及び自主防災組織への伝達に関すること。
援護班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に関すること。
関係各部班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設等についての被害情報の収集、報告に関すること。

1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

庶務班長は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、災害通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに東予地方局を通じ県へ連絡する。

ただし、県へ連絡できない場合は、直接総務省消防庁へ連絡するものとするが、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、災害通報が殺到している状況を覚知した場合は、その状況を直ちに県及び消防庁へ連絡する。

2 情報活動における連携強化

(1) 消防、警察等との連携

情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と東予地方局の各相互間のルートを基本として、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

(2) 警察官の派遣要請

情報活動の連携強化のため、必要に応じて市災害対策本部に警察官の派遣を要請する。

3 被害状況等に関する情報の収集

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握するこ

とが重要となる。このため、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有する。

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 収集すべき情報の内容

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況による被害概況の早期把握と、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

ア 人的被害

(ア) 市民

(イ) 児童、生徒、市施設への来所者、入居者、職員等

イ 物的被害

(ア) 庁内（本庁舎、消防防災合同庁舎、出先機関）、消防署等の防災機関施設

(イ) 学校、文化、体育施設、福祉施設等の公共施設

(ウ) 河川、海岸、がけ等

(エ) 住家、商業施設、農林業施設、危険物取扱施設等

ウ 機能被害

(ア) 上水道、下水道、電力、ごみ処理施設、LPガス等の生活関連機能

(イ) 道路、鉄道、電話、放送等の交通通信機能

(ウ) 医療、保健衛生機能

エ 避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域設定状況

オ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

カ 物資の価格、役務の対価動向

キ 金銭債務処理状況及び金融動向

ク 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況

ケ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

コ 観光客等の状況

サ 県の実施する応急対策の実施状況

(3) 収集の実施者

被害状況の収集は、災害対策本部の事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員がある。市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次のとおりである。

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	総務部調査班	ア 住家の被害その他の物的被害 イ 救急救助活動の必要の有無 ウ 火災等の二次災害の発生状況 エ 電力、電話、LPガス等ライフラインの機能的被害 オ その他本部長が必要と認める事項
	消 防 部	ア 人的被害の発生状況 イ 火災発生状況及び火災による物的被害 ウ 危険物取扱施設の物的被害 エ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 オ 避難の必要の有無及び避難の状況 カ その他消防活動上必要ある事項
	施設の管理者	ア 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 イ 所管施設の物的被害及び機能被害
	職務上の関連部班	ア 所管する施設の人的、物的、機能的被害 イ 所管する事項に関する人的、物的、機能的被害
警 察 署	ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ウ 犯罪の防止に関し執った措置 エ その他活動上必要ある事項	
海 上 保 安 署	ア 被災地周辺海域の船舶交通の状況 イ 被災地周辺海域の漂流物の状況 ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 エ 水路、航路標識の異状の有無 オ 港湾等における避難者の状況 カ その他活動上必要ある事項	
その他の防災機関	ア 市域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対しすでに執った措置 イ 災害に対し今後執ろうとする措置 ウ その他活動上必要ある事項	

(4) 調査班による被害調査

ア 被害調査の実施

総務部長は、災害時、直ちに調査班長に被害調査の実施を指示する。

なお、本部長は、被災地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ総務部長に対し、特命事項についての被害調査の実施を命ずる。

イ 調査の実施要領

(ア) 調査班の編成

総務部長は、被害調査実施のため、班を編成する。

班の構成、各編成数その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定するが、おおむね次のような体制で行う。

活動項目	班数	1班当たりの構成員	構成課
連絡、集計	1～2	5名程度	市民税課、資産税課、収税課
災害情報収集	15	3名程度	

(イ) 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- a 住家の被害その他の物的被害
- b 救急救助活動の必要の有無
- c 火災等の二次災害の発生状況
- d 電力、電話、LPガス等ライフラインの機能的被害
- e その他本部長が必要と認める事項

ウ 実施要領

- (ア) 調査は、防災関係機関、各地域の消防団、自治会長、市民等の協力を得て、実施する。
- (イ) 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査結果を庶務班長へ報告する。
- (ウ) 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに総務部長を通じて、庶務班長へ報告する。

(5) 参集途上の被害状況の収集

休日等に動員配置につく職員は、参集途上に可能な限り被害状況を収集し、登庁後速やかに各部長に報告する。

なお、この場合は、速報性を重視し、あまりに詳細な調査は行わないものとする。

(6) 参集不能時の措置

甚大な被害を受け、市災害対策本部への参集が困難な職員は自宅待機させ、自宅、最寄りの指定避難所周辺等の情報収集に当たらせる。

(7) 発見者による通報

災害に伴う被害又は異常現象等を発見した者から通報があった場合は、災害通報受信票兼処理票により受付を行い、庶務班及び関係各班に報告する。

資料編 ・ 様式 I 災害通報受信票兼処理票 P785

(8) 自治会又は自主防災組織等による被害調査

自治会長又は自主防災組織等の長は、災害時、自治会又は組織内地域の被害状況を調査し、報告するものとする。自治会又は自主防災組織等からの報告については、自治会等被害状況報告により受け付けを行う。

資料編 ・ 様式 I 自治会等被害状況報告 P786

(9) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合、市長は、東予地方局を通じて県、県警察本部、今治海上保安部、自衛隊及びヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

- ア 崖崩れ、洪水、高潮等の状況
- イ 火災発生場所、延焼の状況
- ウ 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- エ 建築物の被害状況（概括）
- オ 公共機関及び施設の被害状況
- カ 住民の動静、その他

(10) 県等への応援要請

被害が甚大で、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(11) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

(12) 災害情報の取りまとめ

- ア 情報の総括責任者
情報の総括責任者を次のとおり定める。

区 別	情報の総括責任者	
	災害対策本部職名	平常時職名
総括責任者	消防部長	消防長
取扱責任者	庶務班長	危機管理課長

イ 各部からの報告

各部は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、庶務班長に、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

ウ 被害状況のとりまとめ

庶務班長は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、次の点に留意する。

- (ア) 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- (イ) 至急確認すべき未確認情報の一覧
- (ウ) 情報の空白地区の把握
- (エ) 被害軽微若しくは無被害である地区の把握
- (13) 県（災害対策本部（災害警戒本部））への報告
 - ア 市災害対策本部は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。
 - 報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。
 - (ア) 緊急要請事項
 - (イ) 被害状況
 - (ウ) 市の災害応急対策実施状況
 - なお、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市は第一報後も引き続き報告を行う。
 - イ 報告の手順等
 - (ア) 県への報告は、本部長の指示に基づき、庶務班長が行う。
 - (イ) 災害報告は、次の表のとおり規定された報告の区分及び様式に従い、県防災通信システム（地上系・衛星系）、電話、県災害情報システム、メール等で報告する。
 - (ウ) 被害状況の把握後、迅速第一に「発生報告」を入れる。なお、「発生報告」では、人的被害、家屋被害を優先して報告する。以後、詳細が判明の都度「中間報告」を行う。
 - (エ) 「最終報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書「災害発生報告様式」で行う。
 - (オ) 庶務班長は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、再調査を依頼する。

庶務班長が県に行う災害報告の区分及び様式

報告の区分	報告の時期	報告内容、留意事項等	報告の様式
発生報告	災害の覚知後直ちに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期的な被害の有無及び程度の概況を報告する。 ・ 迅速を旨とする。 ・ 人的被害及び家屋被害を優先する。 	災害発生報告
中間報告	被害状況が判明次第逐次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式2に定める事項について判明した事項から逐次報告する。 ・ 即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにする。 ・ 警察署等との緊密な連絡をとりながら行う。 	中間報告 被害状況内訳表
最終報告	災害応急対策終了後10日以内に	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な調査結果により行う。 	最終報告 被害状況内訳表
その他 即報報告	右記に掲げる事項が発生した場合に直ちに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部（災害警戒本部等を含む）を設置又は解散したとき。 ・ 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。 ・ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき。 	

資料編 ・ 様式Ⅱ 県様式1 災害発生報告 P817

<ul style="list-style-type: none"> ・様式Ⅱ 県様式2-(1) 中間報告、最終報告 P818 ・様式Ⅱ 県様式2-(2) 被害状況内訳表 P820
--

ウ 報告先

庶務班長が県に行う災害情報の報告先は、次のとおりである。

災害情報の報告先

県が災害対策本部（県災害警戒本部）を設置する前	県が災害対策本部（県災害警戒本部）を設置した時
東予地方局 総務企画部総務県民課防災対策室 ・電話（直通）0897-56-3731(Fax 兼用) ・県防災通信システム 電話 地上系 501-0-213(発信特番：6) 衛星系 320-213(発信特番：8) 防災電話機 501-22～501-23(発信特番：なし) FAX 地上系 501-2	県災害対策本部東予地方本部 （県災害警戒本部東予地方本部） 災害対策班（地方本部事務局）

消防庁の報告先

平日(9:30～18:30) ※防災課応急対策室	左記以外 ※宿直室
・電話（直通） 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	・電話（直通） 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553

第5節 広報活動

市は、県及び防災関係機関と連携を密にして、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を図るため、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者（調整班長）が実施する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	・各部、各班の総合連絡調整に関する事。
調整班	・災害関係の広報に関する事。 ・被害写真に関する事。 ・報道機関への発表に関する事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。
情報処理班	・災害関係の広聴活動に関する事。
情報伝達班	・自治会及び自主防災組織への伝達に関する事。
援護班	・要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達に関する事。
予防班	・消防広報に関する事。 ・災害広報の応援に関する事。
消防班	・災害広報の応援に関する事。
下水道班	・災害広報の応援に関する事。
水道給水班 水道施設班	・災害広報の応援に関する事。

1 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、本章第4節「情報活動」に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 市災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指示
- (5) 電気、ガス、水道、下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (6) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (7) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (8) 防疫に関する事項
- (9) 医療救護所の開設状況
- (10) 被災者等の安否情報
- (11) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (12) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (13) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (14) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (15) 災害復旧の見込み
- (16) 被災者生活支援に関する情報

2 実施機関とその分担

(1) 調整班、情報伝達班、援護班

調整班長は、本部長の決定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災関係機関と密接な連絡のもと、次に掲げる事項を中心に市民に対して広報活動を実施し、報道機関に対して同様の発表を行う。なお、情報伝達班長は自治会及び自主防災組織に対して、援護班長は要配慮者利用施設及び要配慮者に対して同様の伝達を行う。

ア 災害発生直後の広報

- (ア) 災害に関する情報
 - a 災害の種別
 - b 発生地点
 - c 災害の規模、拡大の危険性
- (イ) 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- (ウ) パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- (エ) 避難指示、緊急安全確保
- (オ) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (カ) 要配慮者の保護及び人命救助の協力呼びかけ
- (キ) 市内の被害状況の概要
 - a 浸水地域の状況
 - b 延焼火災の発生状況
 - c 道路破損、がけ崩れその他地盤災害の発生状況
- (ク) 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること。
 - a 災害対策本部の設置
 - b 現地本部の設置
 - c 地区連絡員の派遣
 - d 避難所、救護所の設置
 - e その他必要な事項
- (ケ) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供

イ 被害の状況が静穏化した段階の広報

- (ア) 災害に関する情報
 - (イ) 被害情報及び応急対策実施状況に関すること。
 - a 被災地の状況
 - b 救護所、避難所の開設状況
 - c 応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等）
 - d 応急給食、その他の救援活動の実施状況
 - e 被災者等の安否情報
 - f その他必要な事項
- (ウ) 生活関連情報
 - a 水道の復旧状況（その他施設の被害状況、水質についての注意等）
 - b 電気、電話、下水道の復旧状況
 - c 食料品、生活必需品の供給状況
- (エ) 道路交通状況
- (オ) 道路、交通機関の復旧状況
- (カ) 医療機関の活動状況
- (キ) 被災者生活支援に関する情報
- (ク) その他必要な事項

(2) 消防部予防班、消防班及び消防団

消防部予防班長、消防班長及び消防団長は、本部長の決定に基づき、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

なお、勤務時間外時に災害が発生した場合は、本部体制が整うまでの間、市民への必要な情報提供を代行する。広報手段は、防災行政無線及び消防車等を使用する。

- ア 出火の防止、初期消火の呼びかけ
- イ 火災及び危険物施設被害の発生状況
- ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、誘導
- エ 調整班長から広報依頼のあった事項

(3) 下水道班

下水道班長は、本部長の決定に基づき、次の事項に重点をおいて広報活動を実施する。

- ア 下水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 水洗トイレ等の使用についての注意
- ウ 調整班長から広報依頼のあった事項

(4) 水道給水班、水道施設班

水道給水、水道施設各班長は、本部長の決定に基づき、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

- ア 上水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 給水拠点の位置及び応急給水状況
- ウ 水質等についての注意
- エ 調整班長から広報依頼のあった事項

3 広報活動の決定

災害時に市が行う広報活動は、情報の不統一をさける観点から、広報ルートの一歩化を図る必要がある。広報活動の決定にあたっての指揮命令系統は、次のとおりとする。

(1) 災害現場での応急措置に関し緊急を要する場合

広報活動の決定は、本部長が行うものとするが、避難の指示等、災害現場で緊急に伝達する必要がある場合は、現場責任者の判断により広報活動を行う。この場合、現場責任者は各班長を通じて、速やかに庶務班長に報告する。

(2) 災害対策本部の自主的な判断による場合

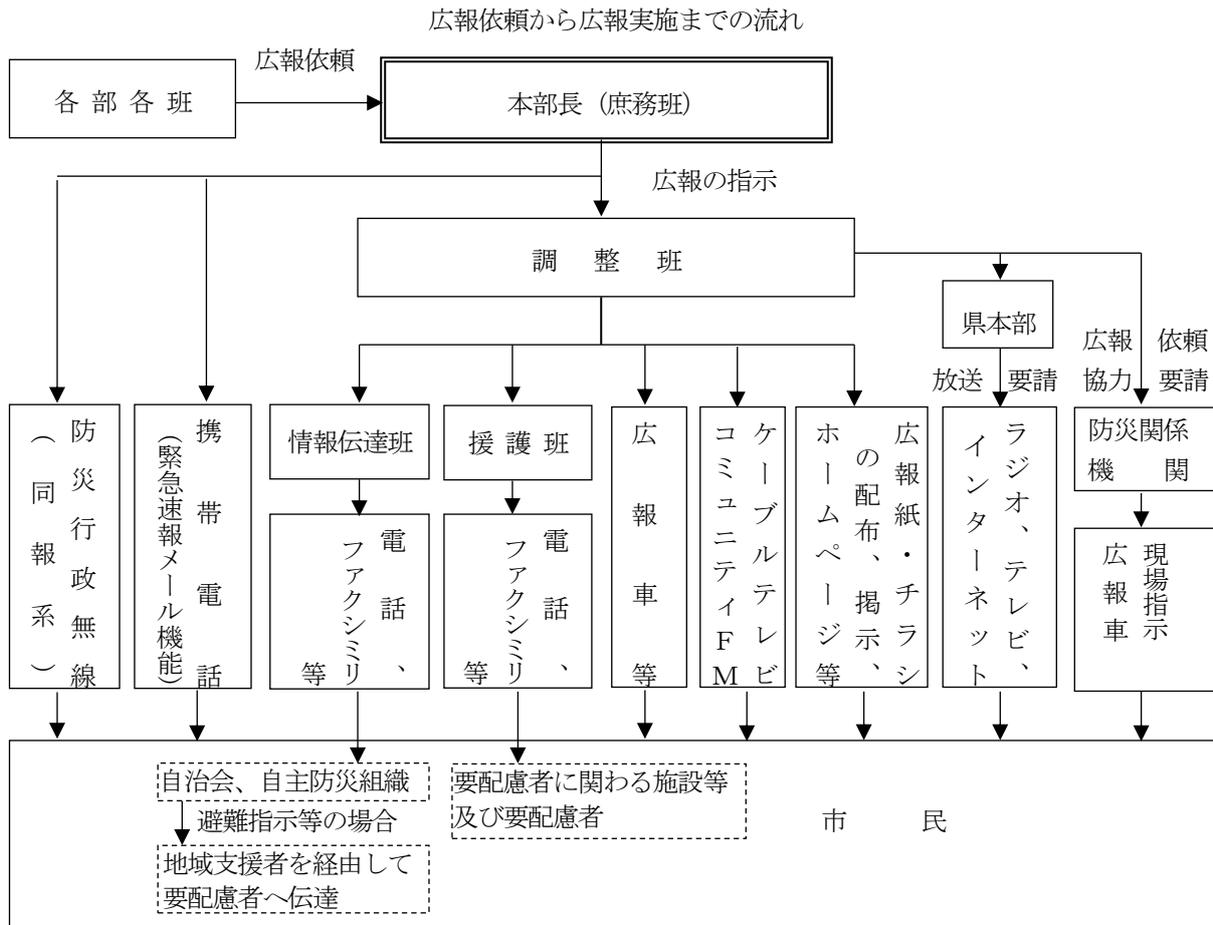
庶務班長は、被害状況、応急対策の状況等から市民への伝達の必要があると判断した場合は、本部長の決定を受け調整班長へ広報活動の実施を指示する。

(3) 各部各班、防災関係機関からの広報依頼による場合

各部各班長及び防災関係機関等は、応急対策の状況、復旧状況等市民への伝達の必要がある場合、資機材調達、広報等依頼要請書により庶務班長に対して広報依頼を行う。

資料編 ・ 様式 I 広報等依頼要請書 P789

広報依頼から広報実施までの指揮命令系統は、次のとおりとする。



4 広報実施方法

市が市民に対して実施する広報活動の方法（手段）は、次のとおりとする。なお、広報活動の方法（手段）の選定は、本部から特に指示された場合を除き、調整班長が状況を判断のうえ、適切に行う。

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、停電や通信障害発生時は情報を得る手段に限られていることも考慮し、あらゆる広報媒体（防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、公共情報コモンズ、広報車、ホームページ、メールマガジン、facebook、ツイッター、LINE、広報紙、スマートフォン向けアプリ等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

(1) 防災行政無線（同報系）による放送

庶務班は、防災行政無線により、各公民館、自治会放送施設等の屋外拡声子局から放送を行う。なお、避難指示、土砂災害警戒情報等の緊急性の高い情報は、携帯電話（緊急速報メール機能）も利用して情報を発信する。

(2) 公民館、自治会（自主防災組織）への伝達

情報伝達班長は、地区連絡員（各公民館・交流センター）に防災行政無線による放送内容を伝達する。地区連絡員は、自治会又は自主防災組織連絡員を通じて、自治会長等に防災行政無線による放送内容を伝達する。地区連絡員への放送内容の伝達は、電話、ファクシミリ、メール等有線通信や無線通信を用いるほか、必要に応じ職員を派遣する。地区連絡員が派遣されていない場合は、自治会長等に対し、電話等で放送内容を伝達する。

避難指示等が発表された際は、自治会長等に要配慮者の避難支援を依頼する。

避難支援は、自治会長等より伝達を受けた地域支援者が行う。

(3) 要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達

援護班長は、要配慮者及び要配慮者に関わる施設等に対し、電話、ファクシミリ等で伝達を行う。

(4) 広報車の利用、職員等の口頭での伝達

調整班長は、市が保有する拡声器付車両を利用して広報活動を行う。必要に応じ市民環境部、上下水道部、消防部等にも応援を求め、市民環境部車両、上下水道部車両及び消防団車両等も出動させ広報活動を実施する。

広報車の活動が不可能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対しては、調整班職員、他の部からの応援職員を派遣し、自治会、消防団等の協力を得て広報活動を実施する。

(5) ケーブルテレビなど報道機関による放送

調整班長は、(株)ハートネットワーク及び各報道機関に協力を求め、放送機能を効果的に活用する。

(6) 広報紙、チラシの配布、掲示

調整班長は、「市政だより いいはま」等に災害復旧速報を定期的に掲載する。

発行された「市政だより いいはま」等は、本庁舎、消防防災合同庁舎においては調整班が、出先機関及び避難所等においては担当職員が掲示又は配布を行う。なお、情報伝達班長は、自治会等に対し、各戸への配布を依頼する。

(7) インターネット、携帯電話等を活用した情報提供

調整班長は、インターネット（ホームページ、メールマガジン、Facebook、ツイッター、LINE等）を利用して、災害情報を発信する。

(8) 広域避難所への広報班の派遣

(9) 総合案内所、相談所の開設

資料編 ・インターネットホームページ等アドレス及びQRコード P854

5 広報文例

防災訓練や自治会との交流等を通じて、聞き取りまちがいのより少ない適切な広報文例となるよう改訂に努める。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 避難準備の周知 | 例文1 |
| (2) 避難の指示、誘導 | 例文2 |
| (3) 救護所設置 | 例文3 |
| (4) 防疫、保健衛生に関する周知 | 例文4 |

資料編 ・避難、救護に関する広報文例 P121

6 市民が必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

(1) 情報源と主な情報内容

ア ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット（ホームページ、SNS等）

市長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等

イ 防災行政無線（同報系）、IP告知端末、コミュニティFM、登録制メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、市メール配信システム、ケーブルテレビ、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、フルセグ放送

主として市内の情報、指示、指導等

ウ 自主防災組織を通じた連絡

主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

エ サイレン等

ダムの放流、河川の増水、火災発生のお知らせ

オ ホームページ、facebook、ツイッター、LINE、Lアラート（災害情報共有システム）

各種警報、避難指示等の発令状況、被害情報、道路情報等

7 風水害に関する警報等の伝達

市は、伝達を受けた警報等を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

8 広聴活動

市は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、消防防災合同庁舎、支所又は避難所に職員を派遣するなどして相談窓口等を開設する。

9 一時市外避難者への広報

一時市外避難者については、市に避難先を届け出てもらい、直接郵送する等の方法により、市の施設等の広報を行う。

10 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

1.1 災害の記録と活用

(1) 災害の記録

災害にかかる被害状況や復旧状況を次のようにして記録しておく。

- ア 庶務班に入ってくる情報の記録(庶務班)
- イ 現地取材(被害状況や救助活動などの写真を撮影する。)(調整班)
- ウ 他の機関(報道機関含む)が撮影した写真や記録の収集(調整班)

ただし、交通途絶等により、職員を現地に派遣できない場合は、あらかじめ当該地域の自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

(2) 記録の活用

記録は、広報活動に活用するほか、他の機関から依頼があった場合は貸与する。

1.2 報道機関への発表、協力要請

(1) 災害対策本部の発表

災害対策本部は、調整班長を担当窓口として、新居浜記者クラブを通じて報道機関に対し、罹災者に関する情報の発表、協力の要請を行う。

また、調整班長は、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に近接する場所に臨時記者詰所及び共同記者会見場を設置する。

発表は、原則として本部長の決定に基づき、企画部長が共同記者会見方式で行うが、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況の統一に努める。

ただし、警戒防ぎょに関する発表は、調整班長が設置する共同記者会見場で、副市長が行う。なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、現場最高責任者が行う。

(2) 緊急放送の要請

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、災害対策基本法第57条の規定により放送機関に緊急放送を要請することができる。

なお、緊急放送の要請は、原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県に報告する。

要請先(県経由)	要 請 事 項	要請責任者
1 日本放送協会 松山放送局	1 市域の大半にわたる災害に関するもの	調整班長
2 南海放送	2 広域にわたり周知を要する災害に関するもの	
3 テレビ愛媛	[放送要請内容] 1 放送要請の理由	
4 あいテレビ	2 放送事項	
5 愛媛朝日テレビ	3 放送範囲	
6 エフエム愛媛	4 放送希望時間	
	5 その他必要な事項	

第6節 避難活動

大規模災害時においては、土砂災害、家屋倒壊等が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、住民の避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導及び受入れに関すること。 ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・社会教育団体等への協力要請に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の避難者の誘導及び受入れに関すること。 ・別子山地区の避難所の開設及び運営に関すること。
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 ・学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示及び避難者の誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

1 避難指示等

市長は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 避難指示等の発令基準

避難指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。

なお、市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域の適切な設定や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるとともに、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき。
避難指示 (警戒レベル4)	<p>暴風の来襲、断続的な豪雨により災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</p> <p>土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。</p> <p>また、指定河川等の水位が氾濫危険水位を突破し、増水が予想され、洪水、高潮等の危険が強まってきたとき。</p> <p>また、市内ダム管理者から異常洪水時防災操作による放流開始の事前情報を受け取り、市内河川の越水・氾濫等が確実に予想されるとき。</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>暴風、大雨、洪水、高潮その他災害発生となる事象が避難指示の段階より悪化し、災害の発生が確実に予想されるに至ったとき。</p> <p>既に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、可能な範囲で発令する。</p>

(2) 避難指示等の実施責任者

避難指示等は、次の者が実施責任者として行う。

実施責任者	内 容	根拠法令等
市 長	○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難を呼びかける。	災害対策基本法第56条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し避難の指示を行う。 ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法第60条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条
知 事	○災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難のための指示、緊急安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第6項
	○災害が発生した場合で、当該災害により市長が警戒区域の設定ができなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。	災害対策基本法第61条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条第2項
警察官	○災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	○洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ○水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法94条

(3) 避難指示等の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品等
- カ 避難行動における注意事項

資料編 ・ 避難、救護に関する広報文例 P121

(4) 避難指示等の伝達方法

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は直ちに当該地域住民及び単位自治会長、連合自治会長に対して、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、広報車、IP告知システム、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ（コミュニティFM放送含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、地域住民による連絡網など、実状に即したあらゆる方法による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら、周知徹底を図る。

また、避難指示等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

イ 市は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

市長はこれらの指示等を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

ウ 市は、帰宅困難者や旅行者に対する災害・避難情報の提供に努める。

なお、必要に応じ報道機関による広報について協力を要請する。

エ 市は、避難のための立退きを勧告又は指示したときは、直ちに立退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員、立退き先等を東予地方局を通じて県に報告するとともに、新居浜警察署長等に通報する。

オ 市は、避難の必要がなくなったときは、直ちに公示し、東予地方局を通じて県に報告するとともに、新居浜警察署長等に通報する。

(5) Lアラート（災害情報共有システム）による災害関連情報の提供

ア 市は、地域住民に迅速かつ効率的に情報を提供するため、避難指示等の避難情報及び避難所の開設情報をLアラート（災害情報共有システム）に発信する。

イ 放送機関等は、これらの情報を受信し、テレビ、ラジオ又はホームページ等により住民への情報伝達を行う。（放送機関等によって、伝達手段・対応が異なる。）

なお、NHK松山放送局では、Lアラート（災害情報共有システム）から受信した避難情報及び避難所開設情報を、NHK総合テレビのデータ放送でも提供することとしている。

2 避難の方法

避難の方法は災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会、町内会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員、消防団員又は警察官の誘導のもと避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 避難指示等が発令された要避難地区で避難する場合

指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行い、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。

ウ 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所、指定避難所等へ避難する。

エ 避難場所へ避難した住民等は、当該場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、消防団員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、他の安全な避難場所へ避難する。

(2) その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(3) 避難誘導

避難誘導は、市職員、消防団員、警察官等が当たり、自主防災組織等の協力を得て行うものとするが、できるだけ各地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導に当たっては極力安全と統制を図る。

なお、避難誘導に当たって、要配慮者については、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、優先的に避難誘導を行う。

また、誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努め、特に夜間は照明を確保し、また浸水地等には必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

(4) 携行品の制限

避難誘導者は、住民に対して避難立退きに当たっての携行品を最小限度（現金、貴重品、印鑑、食料、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオなど）に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

(5) 避難道路の確保

市は、避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

(6) 避難者の確認

ア 避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、発見した場合は救出する。

イ 避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対しては、市職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難指示等に従うよう出来る限り説得に努める。

(7) 移送の方法

避難は、避難者各自が行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両、船舶等により行う。

(8) 広域災害による大規模避難移送

被災地が広域で、市単独では措置できないような場合、市長は、県災害対策本部に対し避難者移送（避難のための移送）を要請する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官 又は 海上保安官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同第28条
水防団長 水防団員 又は消防 機関に属 する者	洪水高潮	水防上緊急に必要な場所において設定する。	水防法第21条
知事による応急措置の 代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 市長、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 注意事項

- ア 市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて市の職員に委任することができる。
- イ 警察官、海上保安官又は自衛官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を市長に通知する。
- ウ 警戒区域内への立入禁止、当該住民の退去措置等の方法については、警察、消防等関係機関と協議して定めておく。
- エ 実際に警戒区域を設定した場合は、縄張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておく。

(4) 指定行政機関等による助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

4 指定避難所等の設置及び避難生活

市は、受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の施設管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講ずる。災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難した全ての被災者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に臨時指定避難所の設置や指定避難所等を維持することの適否を検討

する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

(1) 指定避難所等の開設

避難が必要になった場合、直ちに職員を派遣して指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

開設に際しては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

さらに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

資料編 ・緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P61、64、67
 ・福祉避難所の指定一覧 P62、65、69

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

イ 避難所の安全確認

避難所開設に先立って、避難所や避難所へ至る経路が安全であるかどうか避難所管理職員が確認を行う。

ウ 設置場所

避難所は、市が指定した小・中学校、公民館等の公共施設とするが、必要に応じて、指定避難所以外の施設等についても災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

また、適当な施設がないときは、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

エ 福祉避難所の設置

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により福祉避難所を開設し、要配慮者を受入れる。また、その状況に応じて受入れるための社会福祉施設等の確保に努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 設置期間

市長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(4) 指定避難所等の運営

市は、避難者、住民、自主防災組織や避難所の施設管理者、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ア 避難所管理職員の派遣等

指定避難所等を開設し避難者を受入れたときは、指定避難所等管理・運営担当の市職員（うち1名を責任者として避難所班長が指名）を配置し、避難住民との連絡に当たらせる。その際、女性の参画促

進に努める。

イ 避難状況の把握

避難所管理職員は、避難住民の人数等避難状況について速やかに把握し、災害対策本部へ連絡する。

ウ 給食、給水、生活必需品その他の物資の供給

収容人数等を速やかに把握し、高齢者等の人数など受入れ実態に応じて備蓄物資又は必要な物資等を調達し、避難者に支給する。

なお、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部に依頼する。

エ 負傷者に対する医療救護

負傷者数、負傷の程度を把握して応急救護を行うとともに、必要により医療機関へ搬送し、救護所の設置を行う。

オ 要配慮者への保健福祉サービスの提供

市は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な要配慮者に対しては福祉避難所への移送に努める。

(5) 指定避難所等運営上の配慮及び協力

ア 指定避難所等の運営は、関係機関の協力のもと市が適切に行う。避難生活の運営に当たっては、要配慮者等に配慮する。

イ 市は、指定避難所等ごとに受入れている避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの措置の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

エ 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、避難者が自主的に秩序ある避難生活を送れるよう努める。

オ 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

カ 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。

キ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないよう配慮する。さらに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアによる巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。

ク 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ケ 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。

コ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。

- サ 指定避難所等の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- シ 指定避難所等の運営に当たっては、避難所で生活する避難者だけでなく、避難所以外で在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
- ス 県や国際交流協会等と連携し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

5 避難状況の報告

災害対策本部は、指定避難所等を開設した場合には、速やかにホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、次の事項について東予地方局を経由して県をはじめ警察署等など関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

- (1) 指定避難所等開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

6 広域避難の要請又は受入れ

- (1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町間における広域避難の要請又は受入れ

市域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、被災者の受入れについて、他の市町長に直接協議し、協議を受けた市町は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れることとなっている。この場合、県に対し、受入先市町の選定や紹介などの調整を要請する。

イ 都道府県域を越える広域避難の要請又は受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、県外避難受入先市町村の選定や紹介などの調整を要請する。このほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

なお、県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

また、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

ウ 原子力災害時における広域避難の受入れ

市は、「愛媛県広域避難計画」に基づき、広域避難者の受入体制を整え、大洲市からの広域避難者の受入れを行う。

なお、広域避難者の受入れについても、原則として本章本節に定めるところにより、避難所の設置等を行う。

- (2) 広域避難者への支援

ア 所在地等の情報把握

広域避難を実施した場合、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市は、県と連携のもと、避難された方々の情報等を把握するとともに、避難者への支援を円滑かつ効

果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

市は、公共施設等受入体制を補完するために、県と連携のもと、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

7 災害救助法に基づく措置基準

指定避難所等設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P842

8 避難所の閉設

- (1) 災害対策本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉設を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 避難所責任者は、災害対策本部の指示により避難者を帰宅させるほか必要な措置をとる。
- (3) 災害対策本部は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

9 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアルを日頃から定めておく。また、指定避難所等を指定する市の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所等の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 児童生徒の学校待機の基準と引渡しの方法

10 社会福祉施設の避難対策

社会福祉施設の長は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう各施設ごとにあらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。また、平常時から防災訓練の実施や地域団体、ボランティアの災害時における援助の協力を求めるなどの取り組みに努める。

- (1) 搬送方法

避難場所から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるときは、関係機関と連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに搬送を行う。
- (2) 入所者の相互受入れ

災害対策本部は、県災害対策本部の指示により、県災害対策本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送等を行う。
- (3) 在宅要援護者の受入れ

災害対策本部は、避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合には、避難所等から要配慮者に関わる施設等へ搬送する。また、県災害対策本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送体制を整える。

(4) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定、訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との災害に備えた連携の強化に努める。また、食料、飲料水、介護用品等の備蓄などを行うとともに、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努める。

(5) 社会福祉施設の被災状況等の把握

把握する被災状況は次のとおりである。

- ア 施設入所者の被災状況
- イ 施設、設備の被災状況
- ウ 他施設等からの被災者の受入れ可能人数
- エ ライフライン、食料等に関する情報

11 ショッピングセンター、スーパーマーケット、興行場、事業所等の避難対策

ショッピングセンター、スーパーマーケット、興行場、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

(1) 搬送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合には、災害対策本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

(2) 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救助袋等を整備しておく。

12 病院施設の避難対策

病院長又は病院の管理者（以下「院長等」という。）は、被害を最小限にとどめるため、あらかじめ院内部で設置する活動組織により患者を担送者と独歩者等に区分し、独歩患者については適当な人数ごとに活動組織を編成させ、医師、看護師その他の職員が引率して本館内の安全な場所又は病院が指定する避難場所、病院の空き地、野外の仮設した幕舎その他安全な場所に誘導する。

(1) 避難指示の周知

病院のマイク放送等により周知させる。

(2) 搬送方法

ア 入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員の協力を得て患者の搬送を行う。

イ 院外への患者の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、災害対策本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

ウ 自主組織で定める班編成により、秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導するため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで搬送する。

エ 避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

(3) 避難場所の選定及び応急医薬品等の備蓄

災害時における患者の避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、搬送に必要な担架、ストレッチャー、車椅子等を配備し、また医薬品、食料品、衣類、毛布等を備蓄しておく。

第7節 緊急輸送活動

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
管財班	・車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること。
救援物資班	・災害時物資集積場所の開設、運営に関すること。
道路班	・道路、橋りょうの被害調査及び応急復旧に関すること。 ・緊急輸送道路の確保に関すること。
総務警防班	・臨時ヘリポートの開設に関すること。
港務班	・港湾の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・海上輸送に関すること。
庶務班	・県及び関係各機関等への連絡調整に関すること。 ・輸送車両等の燃料の調達に関すること。(契約課)

1 車両等の調達

(1) 市保有車両の把握

管財班長は、輸送活動に調達可能な市保有車両の状況について把握し、総務部長を通じて本部長に報告する。

資料編 ・市保有車両一覧表 P99

(2) 車両等の借上げ

災害の状況により、市保有車両では対応が困難な場合や特殊車両が必要な場合は、管財班長は、協定に基づく等市内の輸送業者等から借り上げるものとする。

資料編 ・車両調達先一覧表 P148
・災害時における物資等の輸送に関する協定書 P364

(3) 燃料の調達

庶務班(契約課)は、各部班の市保有車両及び借上げ車両の必要な燃料の調達を行う。

(4) 県等への調達、斡旋要請

災害対策本部は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し輸送手段の調達、斡旋を要請する。

ア 明示事項

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時

2 配車計画

(1) 輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者の避難のための対策要員及び被災者の輸送
- イ 医療、助産における対策要員、資機材及び被災者の輸送

- ウ 被災者救出のため対策要員、資機材及び被災者の輸送
- エ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- オ 飲料水の供給のための輸送
- カ 救助物資の輸送
- キ 死体の捜索及び措置のための輸送
- ク 埋葬のための輸送
- ケ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

(2) 配車手続等

- ア 管財班長は、本部長の指示に基づき、各各班で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- イ 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をもってあてる。
- ウ 防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

3 緊急輸送車両の確認

(1) 確認手続等

緊急輸送車両であることの確認、標章、証明書の交付は、警察署に対し所定の書式で申請する。
 なお、事前に公安委員会（警察署経由）に届出しておくことにより、災害時には県警察本部交通規制課、警察署、交通検問所（交通規制箇所（各署の管轄内における交通規制箇所のうち1か所）等において、標章及び証明書の交付を受けることができる。

資料編 ・ 緊急通行車両事前届出制度の流れ・手続等 P144
 ・ 緊急通行車両の標章、確認証明書 P147

4 緊急輸送ルートの指定

道路班長は、県指定の緊急輸送道路及び市指定の緊急輸送道路の被害状況等を迅速に把握し、市内における輸送可能なルートを選定する。

(1) 県指定緊急輸送道路

- ア 一次緊急輸送道路
- イ 二次緊急輸送道路

資料編 ・ 県指定緊急輸送道路一覧表 P138

(2) 市指定緊急輸送道路

資料編 ・ 市指定緊急輸送道路一覧表 P139

5 輸送拠点の確保

市の備蓄物資及び市外から入ってくる緊急輸送物資等を効率的に市内各地へ輸送するための拠点は、次のとおりとする。

なお、孤立が想定される地区を中心に、臨時ヘリポートの確保に努める。

(1) 輸送拠点

施設名称	所在地	電話番号	用途
こども発達支援センター（1階倉庫）	繁本町8-65	65-1302	市備蓄倉庫
市民文化センター	繁本町8-65	34-1888	物資集積場所
えひめ未来農業協同組合新居浜経済センター	坂井町3-10-40	41-7016	物資集積場所
黒島海浜公園	黒島2丁目		物資集積場所
山根総合体育館	角野新田町3丁目14-1	43-2905	県物資拠点
新居浜港東港地区	垣生、黒島		海上輸送拠点

(2) 拠点ヘリポート

名称	所在地	区分	駐機数		位置 (緯度)	位置 (経度)
			中型機	大型機		
国領川河川敷	東雲町3丁目国領川河川敷	地域拠点	1	-	N33度57分37秒	E133度17分54秒
国領川多目的広場	南小松原町	地域拠点	1	-	N33度58分14秒	E133度17分32秒
新居浜病院	本郷3-1-1	地域拠点	1	-	N33度56分01秒	E133度16分44秒
山根公園	角野新田町3-10	緊急 (適地)	2	-	N33度55分25秒	E133度18分38秒
マリnpark新居浜イベント広場	垣生3丁目乙324番地	緊急 (適地)	1	-	N33度59分23秒	E133度19分50秒
市営サッカー場	観音原町乙109番地	緊急 (適地)	4	-	N33度57分20秒	E133度18分55秒
大滝広場	別子山甲122	緊急 (適地)	1	-	N33度51分32秒	E133度25分26秒
山根市民グラウンド	角野新田町3-2822-9	緊急 (準適地)	1	-	N33度55分20秒	E133度18分35秒
マリnpark新居浜多目的広場	垣生3丁目乙324番地	緊急 (準適地)	1	-	N33度59分24秒	E133度19分55秒

(3) 臨時ヘリポート

臨時ヘリポート	所在地	位置 (緯度)	位置 (経度)
大島港	大島甲1541番地先	N33度59分40秒	E133度21分59秒
大島埋め立て地	大島甲1601番地先	N33度59分25秒	E133度21分40秒
成運動公園広場	別子山乙304-8	N33度51分46秒	E133度26分26秒
池田公園広場	船木1533	N33度56分14秒	E133度20分30秒
あかがねの里東平	立川町653-1	N33度52分33秒	E133度18分58秒

6 輸送の方法

(1) 車両による輸送

陸上交通が不能となる場合以外は、市有車両及び協力機関より調達した車両により、迅速確実に輸送を行う。

緊急輸送に当たっては、知事又は公安委員会の発行する標章及び証明書の交付を受けて掲示又は携行させるものとする。

なお、市内の車両調達先については資料編に示す。

資料編	・市保有車両一覧表 P99
	・車両調達先一覧表 P148

(2) 航空機 (自衛隊ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリ等) による輸送

一般交通途絶に伴い緊急に空中輸送が必要な場合は、東予地方局を通じて県に輸送条件を示し、空中輸送を要請する。

また、同時にヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備、選定を行う。

(3) 船舶による輸送

船舶によって輸送することが適当な場合は、協力機関等より船舶を調達し輸送を行う。

市内に調達する船舶が不足する場合は、直ちに県又は隣接市町に依頼する。

資料編	・船舶、漁船等の調達先一覧表 P151
-----	---------------------

(4) 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合及び地域においては、作業員等の人力による輸送を行う。

7 記録等

車両、船舶、作業員等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備保管する。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 輸送関係支払証拠書類
- (3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿

資料編	・様式 I	輸送記録簿	P794
	・様式 I	輸送用燃料及び消耗品受払簿	P795
	・様式 I	修繕費支払簿	P796

第8節 交通応急対策

災害時に交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
道 路 班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょうの被害調査及び応急復旧に関すること。 ・緊急輸送道路の確保に関すること。 ・道路の障害物の除去及び交通の確保に関すること。 ・交通情報の収集に関すること。
港 務 班 及び 農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設及び漁港の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・海上輸送に関すること。 ・港湾内及び漁港内の障害物の除去に関すること。
別 子 山 班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の道路等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・別子山地区の農林業関係の被害調査及び応急復旧に関すること。
庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地、避難所等付近の交通整理に関すること。 ・県への被害状況報告に関すること。
消 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難道路の確保に関すること。

1 陸上交通

(1) 交通規制措置

災害により道路損壊等が発生し、又は予想される場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、警察及び道路管理者等（道路管理者、港湾及び漁港管理者）は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

(2) 実施機関

ア 道路管理者

(ア) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合

(イ) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

イ 公安委員会、警察本部、各警察署

(ア) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき。

(イ) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。

(ウ) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

ウ 港湾及び漁港管理者

(ア) 臨港道路の使用に関し必要な規制

(3) 道路、橋梁の危険箇所の把握

建設部を中心に消防団、自主防災組織の協力により、被害調査又は危険箇所の巡視警戒を行い、道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握する。

(4) 応急対策の実施

ア 道路の破損、決壊その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、速やかに道路管理者及び新居浜警察署等に連絡し二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行禁止、制限又は迂回等の応急対策を講ずる。

イ 公安委員会は、緊急輸送路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するとともに、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止することとしている。

ウ 市は、新居浜警察署等と緊密に相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

(5) 緊急交通路確保のための交通規制

ア 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者等と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

イ 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

また、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

なお、県警察は、交通規制に当たって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

ウ 路上放置車両等に対する措置

(ア) 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(イ) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(ウ) 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場に行かない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

(エ) 道路管理者等

道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(6) 道路交通確保の措置

ア 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

イ 道路施設の復旧

市は、早急に被害状況を把握し、市内建設業者等の協力を得て、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行うこととし、新居浜建設業協同組合等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、道路啓開の代行を国土交通省に要請する。

ウ 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて警察、消防本部、自衛隊等と協

力して所要の措置をとる(本章第21節「障害物の除去」参照)。

エ 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合又は大規模な対策を必要とするときは、東予地方局を通じて県に自衛隊の派遣を要請して応急復旧を図る。

自衛隊の派遣要請は、本章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」による。

オ 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

カ 警察官等の措置命令

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

(イ) (ア) による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) (ア) 及び (イ) を、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(エ) (ア) 及び (イ) を、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

キ 道路管理者等の措置命令

(ア) 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

(イ) (ア) による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) 知事は、市町道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記アに係る指定若しくは命令をし、又は上記イに係る措置をとるべきことを指示することができる。

(7) 道路占用工作物の保全対策

道路占用工作物(電力、通信、水道、下水道その他)等に被害を発見した場合又は被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全対策を要請し、道路の保全を図る。

(8) 緊急通行車両の確認申請等

緊急輸送に当たっては、知事又は公安委員会から発行される標章及び証明書を掲示又は携行させて、迅速な緊急輸送を行う。

ア 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

市は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求め、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

イ 緊急通行車両の確認事務

(ア) 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務について、知事に対しては県防災危機管理課、公安委員会に対しては警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行われる。

(イ) 確認の手の続の効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

このため、市は、市有車両のうち災害時に緊急通行車両として使用することが決定している車両については、事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておく。

(9) 鉄道確保の措

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事をを行う。

2 海上交通

(1) 海上交通の規制

ア 今治海上保安部は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止する。

イ 今治海上保安部は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。

ウ 今治海上保安部は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

(2) 海上交通確保の措置

ア 情報の収集

市は、今治海上保安部等防災関係機関と相互に連携し、警報や海洋汚染、漂流物等の情報を収集するとともに、管理する港湾や漁港について、漁業協同組合等の協力を求め、施設の被害状況について情報の収集を行う。

イ 港湾施設等の応急措置

市は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

ウ 海上交通の規制・整理

市は、海難船舶、危険物の流出や流出した木材等が船舶交通に支障がある場合には、今治海上保安部及び港湾管理者に対し船舶交通の規制や整理・指導を要請する。

エ 海上自衛隊等に対する応援要請

市は、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のため措置の実施等、海上交通の確保のため必要があると認めるときは、県に対し海上自衛隊及び今治海上保安部の応援要請を要求する。

第9節 孤立地区に対する支援活動

市は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・知事及び他市町村長に対する応援要請に関すること。 ・自衛隊等の派遣要請に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示に関すること。 ・消防応援要請に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達に関すること。 ・災害通信に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・救出手段の確保に関すること。 ・避難指示及び避難者の誘導に関すること。
道路班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょうの被害調査及び応急復旧に関すること。
港務班	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾、海岸の被害調査及び応急復旧に関すること。
救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急支援物資の確保
避難所班 別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設に関すること。

1 孤立地区の把握

市は、孤立予想地区に対して、一般加入電話、衛星携帯電話、市防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努める。

2 外部との通信手段の確保

衛星携帯電話、消防無線、防災行政無線等を活用し、外部との通信の確保を図る。

3 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、災害時の天候等を考慮して、県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

4 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難指示の発令の実施について、県等関係機関と検討する。

5 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防団等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

6 緊急支援物資の確保・搬送

市は、直ちに備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、市のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町に緊急支援物資の調達・あつせん、また搬送手段の支援を要請する。

7 航空偵察の要請

市は県を通じ、自衛隊、県警察本部等への航空偵察の要請をする。

第10節 消防活動

火災は一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、住民や自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、市、消防機関は、他の機関等との連携を図りながら、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
消 防 班	・消防活動に関すること。

1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要がある。火災による被害を最小限に食い止めるために、市は、消防機関の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域及び延焼拡大のおそれのある地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

負傷の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急手当を促す。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

市内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部、警察署、海上保安部等の防災関係機関と緊密な連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防車両等の通行可能道路
- (エ) 消防水利等の使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

火災の特殊性を考慮し次の事項に留意して迅速かつ適切な消防活動を行う。

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民等の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
- (エ) 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動の連携に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

- (ア) 要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。
- (イ) 災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定するなど被災状況に即した柔軟な対応をとる。
- (ウ) 災害時には、緊急度に応じ、迅速かつ確かな判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送体制の整備を図る。
- (エ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、災害医療コーディネーター、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行う。
- (オ) 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法（昭和23年法律第186号）に定める防火管理者・防災管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

(2) 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、各消防班と協力して次の消防活動等を行う。ただし、消防班が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 出火防止活動

火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の市民等に対し出火防止を呼びかけるとともに情報を迅速かつ正確に収集し、出火した場合は、自主防災組織及び地域住民と協力して初期消火にあたる。

イ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先に行う。

ウ 避難誘導

避難指示等が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民等を安全な場所に避難させる。

エ 救急救助活動

各消防班による活動を補佐するとともに消防団に配備された救急救助資機材等を活用し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急救護を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 消防団員の安全確保

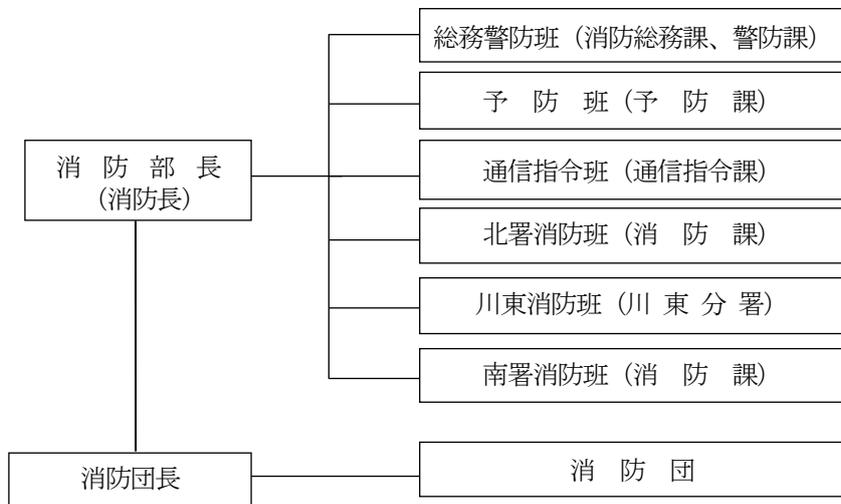
消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

カ 自主防災組織の指揮活動

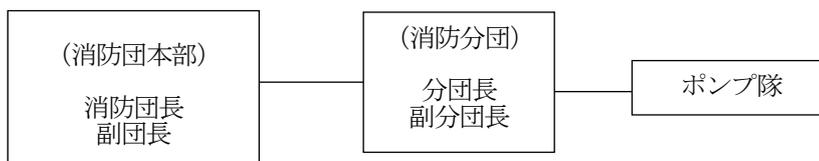
災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急措置にあたる。

3 消防本部及び消防団の組織編成

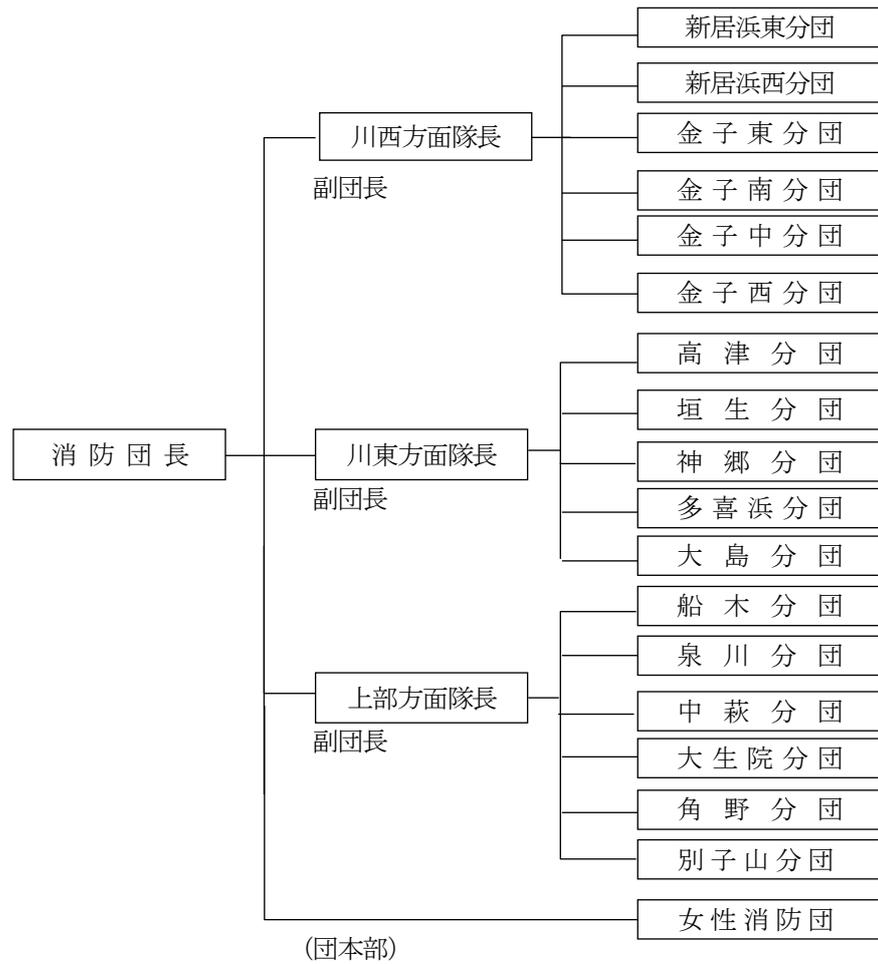
(1) 災害警戒本部の編成



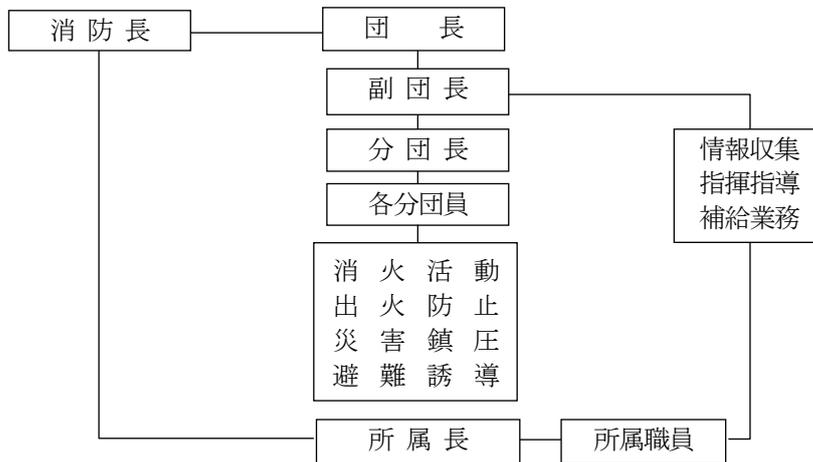
(2) 消防団の組織



(3) 消防団の部隊編成



(4) 消防部の業務関係



(5) 署別人員、車両数 (R3. 4. 1)

署別		人員	車両
消防本部		40名	6台
北消防署	消防課	45名	15台
	川東分署	22名	4台
南消防署消防課		35名	8台
計		142名	33台

4 活動体制

(1) 大規模火災

- ア 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接速報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。
- イ 木造建築物が密集し、道路状況が悪く水利も十分でない地区においては、その実情に応じた隊の編成、増強、水利の選定及び応援隊の誘導等を行い、延焼を防止する。また、中層建築物及び高層建築物並びに不特定多数を受入れし、又は出入りする建築物においては、必要に応じ、梯子付消防自動車、救助工作車等の特殊車両を出動させ人命救助等を行う。
- ウ 火災の規模が大きく、市で対応できないときは、「消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- エ 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行う。
- オ 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

(2) 異常時消防

- 平均風速 10m/sec を超える強風下の火災は、風速に比例し延焼速度を増し、火粉による飛火延焼の可能性が高く、風下へ一方的に延焼し、防ぎよ活動は極めて困難となるため、火勢の状況把握に努め、主流に対して側面狭げきをもって防ぎよに当たり、風下方面は、事前に注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努める。
- また、風向の変化に備えるため別に予備部隊を編成し待機させる。
- なお、同時多発火災の発生のおそれがある場合は、増援部隊の必要を考慮し残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し強化に努める。

資料編 ・火災発生により特に大火の危険が予想される密集地域 P250

(3) 危険物火災

- 大量の危険物火災に対しては、発火性、引火性、爆発性物品の種別、数量に応じ延焼危険を考慮し、注水を行うほか、注水禁忌物に対しては化学消火、窒息消火、除去消火等を講じるとともに、周辺部への延焼防止にあたりるとともに、周辺住民を避難させる等適切な措置をとる。

(4) 林野火災

- 林野における火災は、地理的条件が悪く消防水利はほとんど利用不能の場合が多く、消火活動は極めて困難であるため、打消、迎火等の手段のほか、防火帯の設定、小型動力ポンプ等の活用を行うとともに、空中消火の効果的な実施を図る。

ア 県及び関係機関への通報

林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関へ通報する。

イ 現場指揮本部の設置

現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力し防ぎよにあたりるとともに、状況把握を的確に行い、延焼拡大のおそれがあるとき又は自機関のみでは対処できないと判断したときは時期を逸せず近隣市町村等への応援を要請する。

ウ 空中消火体制の準備

消防機関等の地上部隊による消火が困難と判断したときは、県へ要請を行うとともに、空中消火体制の準備を行う。

(ア) 愛媛県消防防災航空隊への出動要請

(イ) 自衛隊出動要請のための受入準備

- エ 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

(5) 消防水利の断、減水時の消防計画

消防水利のうち水道消火栓が局地的に断、減水した場合は、周辺部の消火栓及び自然水利等を併用して、防ぎよにあたるが、台風等により広範囲にわたって断、減水した場合は、防火水槽等を活用する。

(6) 危険地域の消防計画

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で延焼拡大性が極めて大きく、あるいは、消防活動上不利な悪条件を伴う消防上の危険地域においては、火勢の状況に応じて防ぎよ部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備隊を編成待機させて、風向の変化等による不測の事態に備える。

(7) 特殊建築物の消防計画

木造大建築物及び高層建築物並びに多くの人々が入りし、又は居住する建築物で、延焼拡大の危険性が大きく、又は人命危険度の高いものの火災に際しては、危険地域の消防計画に準じて行動するほか、必要に応じて、消防ポンプ隊、化学消防隊の部隊を編成して防ぎよにあたる。

(8) 飛火警戒

火災の発生によって生じる火粉は、燃焼力の拡大とともに発生率、質量並びに上昇力が増大し、風速に比例して飛散範囲を一方向的に拡大する。風速が15mを超える強風においては飛散距離が1000mにも及ぶことがあるので、火災の実相に即応して所要の飛火警戒部隊を編成し警戒にあたる。

この場合、火点に接する風下方面は、消防隊の分担とし、その他の周辺部は、自衛消防隊、又は一般住民の協力を要請して、監視を厳重にするとともに、消火機材を整備し初期消火体制の強化を図る。

(9) 特別警戒

台風、洪水等により特殊火災が発生し、又は発生の危険が予想されるときは、これら災害による被害を最小限度に防止するため、各消防部隊においては、おおむね次の体制を整備して災害対策を講じる。

ア 消防職・団員の非常招集

イ 機械器具の点検整備及び出動準備

ウ 危険地域の巡回警備

エ 監視員及び通信連絡の強化

オ 人員の点検及び出動体制の確立

5 消防活動の応援要請

(1) 県内の消防応援

市長又は消防長は、火災が発生し、市の消防機関の消防力のみでは火災の防ぎよが困難、又は困難が予想される規模の場合には、火災の態様、動向等を的確に判断し、県内の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

ア 近隣市町間の消防相互応援協力に基づくもの

市の消防力のみでは火災の防ぎよが困難であるが、近隣市町等の応援を得て対応できる場合は、市町間の消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。

イ 東予広域消防相互応援協定に基づくもの

東予地区の他の消防機関の個別の応援を得て対応できるものは、「東予広域消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

ウ 「愛媛県消防広域相互応援協定書」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定書」に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下の全市町、全消防事務組合で締結している「愛媛県消防広域相互応援協定書」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定書」に基づき、応援を要請する。

なお、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域相互応援計画」に定めるところによる。

資料編	・愛媛県消防広域相互応援協定書 P690
	・愛媛県消防団広域相互応援協定書 P759
	・東予広域消防相互応援協定書 P685

(2) 他県への応援要請

市長は、大規模な災害の発生により、消防相互応援協定に基づく消防活動に不足が見込まれるときには、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。なお、緊急消防援助隊の受入れについては、「新居浜市緊急消防援助隊等受援計画」に基づき、実施する。

- ア 災害の状況及び応援要請の理由
- イ 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等
- ウ 応援部隊の進入経路及び集結場所
- エ 指揮体制及び無線運用体制
- オ その他必要事項

資料編 ・ 様式Ⅲ 緊急消防援助隊応援要請連絡票 P830

(3) 県消防防災ヘリコプターの活用

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対して消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請する。

出動要請に関する必要事項については、本章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」の定めるところによる。

6 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- イ 消防本部、新居浜警察署等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

7 自主防災組織の活動

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮指示に従う。

8 市民の活動

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

第11節 水防活動

洪水、雨水出水、津波又は高潮等による水害を警戒し、防ぎよするなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、新居浜市水防計画の定めによる。

1 水防組織

- (1) 市の水防計画の定めによる。
- (2) 第一線活動の水防団（消防団）については、出動準備と出動とに分け、あらかじめその体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努める。

ア 待 機	水防団（消防団）の足留めを行う体制
イ 出動準備	水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
ウ 出 動	水防団（消防団）が出動する体制
エ 解 除	水防活動終了

2 水防倉庫及び資器材

水防管理団体は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、倉庫管理者を定め、必要な資器材を備えつけるよう努める。

3 水防活動

水防管理団体は、東予地方局建設部又は土木事務所から水防に関する通報を受けたときは、市水防計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制をしくとともに、次の場合、直ちに東予地方局建設部又は土木事務所に通知する。

- (1) 水防団（消防団）が水防のために出動したとき。
- (2) 堤防等に異状を発見したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 応援を求める場合
- (5) 立退避難を指示したとき。
- (6) 災害警戒本部を設置したとき。

4 水防団（消防団）の出動

水防管理者は、次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

- (1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）に出動準備をさせる。

 - ア 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想される時。
 - イ 豪雨、地震等により堤防の決壊、漏水、がけくずれ等のおそれがあり、出動の必要が予想される時。
 - ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、雨水出水、津波又は高潮等の危険が予想される時。
- (2) 出 動

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）を出動させる。

 - ア 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
 - イ 潮位が異状を示し、高潮のおそれがあるとき。
 - ウ 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
 - エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認められたとき。

5 監視及び警戒

- (1) 常時監視

水防管理者は、関係河川、海岸堤防等について常時監視員を設け、随時分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、東予地方局建設部又は土木事務所へ通知する

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、重要水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異状を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに東予地方局建設部又は土木事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

6 水防活動の安全確保

水防活動時には、水防団員（消防団員）は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が津波の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

7 水防活動の応援要請

(1) 地元民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

(2) 警察官の応援

水防管理者は、水防のために必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

(3) 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

ア 水防管理者は、水防法（昭和24年法律第193号）第23条の規定により、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、他市町の長、消防長に対して応援を求めることができる。

イ 水防管理者は、水防上必要があるときは、別途締結している消防応援協定に基づき応援を要請する。

(4) 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又は水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊中部方面特科大隊長に災害派遣を要請する。

8 河川区間の水門等の操作及び通報（洪水）

(1) 水門等の管理者は水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。

(2) 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

(3) 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

9 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報（高潮）

(1) 水門、閘門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。

(2) 水門、閘門等の操作責任者は、高潮等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

(3) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

第12節 人命救助活動

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関と連絡を密にし、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
消 防 班	・救急及び被災者の救助に関すること。

1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は、救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- (4) 市は、市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織や事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- (6) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 市の活動

(1) 実施担当者

- ア 救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として災害対策本部が消防部を中心に、また新居浜警察署等と連携して行う。
- イ 救助活動に必要な資機材は、市及び消防本部の保有機材のほか、必要に応じ自主防災組織、民間の協力等により資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。
- ウ 市は、自らの救出活動の実施が困難な場合には、県又は他市町へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。

(2) 救出の対象者、費用、期間等

災害救助法による災害にかかった者の救出は、次のとおりとする。

- ア 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。
- イ 支出できる費用は、船舶その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(3) 救出方法

- ア 被災者の救出作業は、緊急を要するため、直ちに救出隊を編成し、救出作業に当たる。
- イ 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、市内建設業者のほか必要により相互応援協定締結市町又は自衛隊、新居浜警察署、今治海上保安部その他防災関係機関の協力を得て救出に当たる。
- ウ 救出後は、速やかに医療機関への受入れ等救出者の救護を行う。

(4) 救出活動

消防長は、災害対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、救出隊を指揮して被災者の捜索及び受入れを行わせるとともに、捜索及び受入れの現況や氏名、人員を調査のうえ本部長に報告する。

救出者が医療等を要する場合は、本章第17節「医療救護活動」に定めるところにより市内医療機関又

は救護所に搬送、受入れし救護措置を行い、重症者については県で定めた拠点病院への搬送を行う。
また、死亡と確認された者については、本部長が指示する場所へ転送する。

(5) 記録等

救出を実施した場合における整理保存すべき記録等は、次のとおりとする。

- ア 救出状況記録簿
- イ 救出関係支払証拠書類
- ウ 救出用燃料受払簿
- エ 救出用機械器具修繕費受払簿

(6) 応援の要請

ア 県への応援要請

(ア) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする人員、資機材等
- c 応援を必要とする場所
- d 応援を必要とする期間
- e その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(イ) 市は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定書」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定書」に基づき、他市町長へ応援要請を行う。また要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

イ ヘリコプターの要請

救急・救助活動を迅速かつ的確に行い、救出者の搬送等のため必要があると認めたときは、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」、「救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）相互応援に係る基本協定」及び「愛媛県ドクターヘリ運航要領」に基づき、県消防防災ヘリコプター又は県ドクターヘリの出動を要請する。

また、状況によっては、県を通じて自衛隊の災害派遣要請を要求し、迅速な人命救助活動を実施する。

資料編 ・愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 P695

3 消防機関の活動

消防本部及び消防団は、多数の負傷者の発生に対応するため、住民の協力を確保するとともに、愛媛県医師会、新居浜市医師会、日本赤十字社愛媛県支部等並びに新居浜警察署等との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。

4 自主防災組織の活動

(1) 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(2) 避難の実施

市長や警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- (ア) 市街地……火災、落下物、危険物
- (イ) 山間部、起伏の多いところ……崖崩れ、地すべり
- (ウ) 海岸地域……高潮

イ 避難に当たっては、必要最低限のもののみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

(3) 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配付を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

5 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察、今治海上保安部等に連絡し早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市や消防機関、警察、今治海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。

第13節 死体の搜索・措置・埋葬

応急対策の分担

実施担当	実施内容
環境衛生班	・死体の埋葬、火葬に関する事。
消 防 班	・行方不明者及び死体の搜索、受入れに関する事。
庶 務 班	・行方不明者の届出受付及び要搜索者名簿の作成に関する事。(総務課)
救 護 班	・保健活動及び防疫活動に関する事。 ・衛生、防疫資材の調達、配布に関する事。
援 護 班	・死体の検案、受入れに関する事。
別子山班	・別子山地区の死体の埋葬、火葬に関する事。

1 実施体制

- (1) 行方不明者の搜索及び死体の措置、埋葬は、市が行う。
ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき、行方不明者の搜索及び死体の埋葬については、市長が行う。
- (2) 警察又は海上保安署(海上で発見されたものに限る。)は死体の検視を行う。

2 応急対策活動

- (1) 各消防班長は、自衛官、警察官及び海上保安官の協力を得て、行方不明者及び死体の搜索を行う。
- (2) 援護班長は、死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (3) 被害現場付近の適当な場所(寺院、公共の建物等)に死体安置所を設置する。
- (4) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐものとする。
- (5) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (6) 本部長(市長)は、死体の搜索、措置、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 搜索、措置、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 搜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 死体措置に必要な器材、資材の品目別数量
- (7) 災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の措置及び火葬を実施する。

3 行方不明者の届出の受付

庶務班(総務課)は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の届出の受付を、次のとおり行う。

- (1) 行方不明者の届出の受付の手順
 - ア 庶務班(総務課)は、市役所に「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。
 - イ 届出を受けた時は、行方不明者届出書に詳細に記録する。
 - ウ 受付後、避難者受入れ記録、医療救護班診療記録、本部で把握している安否情報等により、行方不明者の安否を確認する。
 - エ 安否の確認できない行方不明者について、要搜索者名簿を作成する。

資料編 ・様式 I 行方不明者届出書 P804

・様式 I 要搜索者名簿 P805

4 搜索の実施

搜索は、要搜索者名簿に基づき、消防班が警察、消防団、海上保安署、自衛隊、その他の関係機関及び地元自治会等の協力を得て、次のとおり実施する。

(1) 搜索活動実施の手順

- ア 消防班長は、援護班、救護班及び関係機関と連絡を密接にとりながら搜索活動を実施する。
- イ 搜索活動中に死体を発見したときは、援護班及び警察又は海上保安署（海上で発見された者に限る。）に連絡する。
- ウ 発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
- エ 搜索の実施期間は災害発生の日から10日以内とする。（ただし、災害の規模によりこの限りでない。）

5 死体の検案

原則として、現地において警察又は海上保安署（海上で発見された者に限る。）が検視した後の死体は、援護班にその措置を引き継ぎ、次のとおり死体の検案を実施する。

(1) 死体検案の手順

- ア 死体の検案は、救護班、新居浜市医師会及び日本赤十字社等に協力を要請して実施する。
- イ 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な措置を行うとともに検案書を作成する。
- ウ 身元不明者については、援護班が死体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- エ 検案を終えた死体は、援護班が関係各班、各機関の協力を得て、本部長が指定する死体安置所へ輸送する。

6 死体の受入れ、安置

援護班長は、検案を終えた死体について、警察、地元自治会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり受入れ、安置する。

(1) 死体の受入れ、安置の手順

- ア 市内の寺院、公共施設等死体受入れに適切な場所を選定して、死体安置所を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- イ 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
- ウ 死体の検案書を引き継ぎ、死体措置台帳を作成する。
- エ 棺に氏名及び番号を記載した名札を添付する。
- オ 市民課に対して死体措置台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- カ 遺族その他より死体取りの申し出があったときは、死体措置台帳により整理のうえ引き渡す。

7 火葬、埋葬

環境衛生班長及び別子山班長は、引取り手のない死体又は遺族等が火葬、埋葬を行うことが困難な場合は、次のとおり応急措置として、死体の火葬、仮埋葬を実施する。

(1) 死体の火葬、埋葬の手順

- ア 引取り手のない死体については、応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- イ 火葬又は埋葬に付する場合は、埋葬台帳により措置する。
- ウ 遺骨、遺留品は包装し、名札及び遺留品処理票を添付のうえ、保管所に一時保管する。
- エ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。
- オ 1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。
- カ 火葬、埋葬期間は、災害発生の日から10日以内とする。

資料編	・様式 I	死体措置台帳	P806
	・様式 I	埋葬台帳	P807
	・様式 I	遺留品処理票	P808

火 葬 場 処 理 能 力

火葬場名	所在地	管理者	電話	炉数	作業員	1日処理能力
斎 場	磯浦町 19-1	新居浜市	34-8163	8基	4人	24体

資料編 ・ 霊きゆう車等台数 P112

8 市民及び自主防災組織等の活動

行方不明者についての情報を市に提供するよう努める。

9 記録

死体搜索、措置及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておくものとする。

- (1) 死体搜索記録簿
- (2) 死体措置台帳
- (3) 埋葬台帳
- (4) 死体搜索、死体措置及び埋葬関係支払証

資料編 ・ 様式 I 死体搜索記録簿 P809

第14節 災害救助法の適用

一定規模以上の災害に際して、応急的な災害救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
援護班	・災害救助法の適用に関すること。

1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施し、市長が補助する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、本部長（市長）は知事に代わって実施する。

また、知事の権限に属する事務の一部の実施を通知された場合は、通知された事項について、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

2 適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に実施される。

(2) 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ、現に救助を要する状態にあるときに実施される。

ア 基準1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、下表に示す世帯数以上に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
119,903人（平成27年国勢調査）	100世帯

イ 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

滅失世帯数が前記1の基準に達しないが、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上で、市の滅失世帯が下表に示す世帯数以上に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
119,903人（平成27年国勢調査）	50世帯

ウ 基準3号（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）

被害世帯数が前記1又は2の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合であって、市の被害世帯数が多数であるとき。

エ 基準4号（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）

当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

※内閣府令に定める特別の事情

被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

オ 基準5号（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

※内閣府令で定める基準

- (ア) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- (イ) 被災者に対する食品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

3 被害世帯数の換算基準

- (1) 住家の全壊、全焼又は流失は、1世帯をもって滅失1世帯とする。
- (2) 住家が半壊又は半焼の場合は、2世帯をもって滅失1世帯に換算する。
- (3) 住家の床上浸水は、3世帯をもって滅失1世帯に換算する。

4 住家の滅失等の認定基準

(1) 全壊、全焼、流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(2) 半壊、半焼

住家はその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(3) 床上浸水

(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となったもの。

5 適用手続

- (1) 市長は、市内における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちにその旨を県災害対策本部各地方本部を通じ、知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関し知事の指示を受けなければならない。

6 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

救 助 項 目	実 施 期 間	計画記載箇所 (すべて本編第3章)
避難所の開設及び受入れ	7日以内	第6節 避難活動
炊き出しその他食品の給付	7日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
飲料水の供給	7日以内	第16節 飲料水等の確保・供給
応急仮設住宅の給付	20日以内着工	第23節 応急住宅対策
住宅の応急修理	1か月以内完了	第23節 応急住宅対策

医療、助産	医療：14日以内 助産：7日以内 ※実施期間の起算日は、 助産は分べんの日、その 他は災害発生日	第17節 医療救護活動
災害にかかった者の救出	3日以内	第12節 人命救助活動
死体の搜索、措置、埋葬	各10日以内	第13節 死体の搜索・措置・埋葬
障害物の除去	10日以内	第21節 障害物の除去
応急救助のための輸送	救助項目ごとの救助 期間中	第7節 緊急輸送活動
応急救助のための賃金職員等 雇上げ	救助項目ごとの救助 期間中	第27節 応援協力活動
学用品の給付	教科書1か月以内 文房具等15日以内	第24節 応急教育活動

資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P842

第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給

市は、物資拠点を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

あわせて、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県及び関係機関と、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等や男女のニーズの違いに配慮する。

加えて、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活必需品その他の援護物資の調達、配給に関する事。 ・被災者及び救助活動従事者に対する給食に関する事。 ・災害時物資集積場所の開設、運営に関する事。 ・救援物資及び義援品の受領、配分計画に関する事。
管財班	<ul style="list-style-type: none"> ・車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における援護物資の必要数の把握及び配給に関する事。
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・知事及び他市町村長に対する応援要請に関する事。 ・緊急機材、用品の調達及び貸借に関する事。(契約課)

救援物資班長は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。また、市において処理不可能な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

1 食料供給の実施体制

被災者及び災害応急対策活動に従事する者等に対する食料の供給は、市が行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき市長が行う。

2 食料の供給実施の決定者

本部長は、災害により、避難所に受入れされ、又は食料の確保や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食料の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法による「食品の給付」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、厚生労働大臣の承認により期限を延長することができる。

3 食料供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、安全な親戚・友人宅へ避難する者(注1)

- (4) 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- (5) 災害応急対策活動従事者(注2)

米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給(注3)を実施する。

(注1) 安全な親戚・友人宅へ避難する者への供給は、3日分を限度に支給する。

(注2) 災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

(注3) 米穀の応急供給は、原則として自治会等の地域住民組織を単位として、代金と引き換えで行う。

4 食料供給の内容

応急的に供給する食料は、市が備蓄する保存食(アルファ米、おかゆ、調理不要米、ビスケット、液体ミルク、粉ミルク)及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて、協定締結業者その他(注1)から食料を調達する。また乳児に対しては、原則として、協定締結業者その他からの調達による粉ミルク(調整粉乳)とする。

(注1) 物資に係る協定別表(第4条関係)の供給要請物資一覧表による。

5 食料供給需要(被害状況)の把握

応急食料の必要数の把握は、関係各班がそれぞれ集計し、救援物資班がまとめる。

救援物資班長は、把握した食料の必要数(食数)を、直ちに本部長に報告し、本部長の供給数の決定をもって、必要数の調達、輸送を指示する。

- (1) 避難所については、避難所責任者がそれぞれの避難所において集計したものを、避難所班長を通じて報告する。
- (2) 住宅内残留者については、最寄りの避難所に届け出て、避難所責任者が上記(1)と合わせて報告する。
- (3) 災害応急対策活動従事者については、関係各班の協力を得て動員班が報告する。

6 食料の確保及び分散備蓄

- (1) 市における食料確保

救援物資班が、本部長の指示に基づき、次のとおり行う。

ア アルファ米、おかゆ、調理不要米、ビスケット、液体ミルク、粉ミルク等については、市の備蓄品を使用する。なお、不足する場合は、協定締結業者その他から調達する。

イ 市の備蓄品については、主に指定避難所を中心として地域ごとに分散して備蓄する。

食料備蓄箇所一覧

施設名	住所	電話	施設名	住所	電話
こども発達支援センター (1階倉庫)	繁本町 8-65	65-1302	大生院小学校	大生院 1070-1	41-6627
新居浜小学校	新須賀町 3-1-58	37-3061	角野小学校	中筋町 2-7-10	43-7141
宮西小学校	宮西町 5-56	33-8940	別子小中学校	別子山甲 358	64-2117
金子小学校	久保田町 1-3-57	37-2221	東中学校	東雲町 1-4-23	37-1294
金栄小学校	西の土居町 1-5-1	37-2313	西中学校	江口町 7-1	37-2021
高津小学校	宇高町 2-13-7	37-3754	南中学校	庄内町 2-4-47	37-0310
浮島小学校	八幡 2-2-65	33-1020	北中学校	宮西町 5-81	33-9135
惣開小学校	王子町 1-3	37-3401	泉川中学校	星原町 7-8	43-5800
垣生小学校	垣生 1-5-38	45-0186	船木中学校	船木甲 3754-1	41-6347
神郷小学校	神郷 1-1-1	45-0082	中萩中学校	中萩町 13-31	43-5131
多喜浜小学校	多喜浜 5-7-34	45-0142	大生院中学校	大生院 1070-2	41-6923
泉川小学校	岸の上町 1-13-68	43-4145	角野中学校	宮原町 11-51	43-6108
船木小学校	船木 4299-1	41-6260	川東中学校	神郷 2-4-1	45-0180
中萩小学校	中萩町 6-61	41-6225	大島交流センター	大島 589	45-1006
新居浜市生涯活躍の まち拠点施設	新田町 1-8-56	39-6789			

資料編 ・ 備蓄物資・資機材一覧表 P98 ・ 災害時における物資供給等の協力に関する協定書 P262、P266、P274、 P320、P383

(2) 応急用米穀の調達

応急用米穀が不足する場合は、知事に要請を行い、知事又は愛媛農政事務所長の指示を受けて調達する。

(3) 県への要請

本部長は、市において必要とする緊急物資を確保することができないときは、次の事項を示して、東予地方局を通じて県に調達、又は斡旋を要請する。なお、運用可能な環境時には「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し物資要請等を行うこととする。

- ア 調達又は斡旋を必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の派遣の有無
- カ その他参考となる事項

7 食料供給活動の実施

(1) 食料の輸送

救援物資班長は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食料を指定の集積場所に集め、避難所等への輸送が効率的に行われるよう総括する。

集積場所までの輸送業務は、原則として業者が行うが、必要な場合は管財班に依頼して輸送する。

集積場所から避難所等の最終需要地までの輸送業務は、管財班の協力を得て、救援物資班が行う。なお、輸送車両等が不足する場合については、管財班に依頼をし、管財班長は、協定に基づき市内の輸送業者に要請をする。

資料編 ・ 災害時における物資等の輸送に関する協定書 P364

(2) 地域内輸送拠点 (物資集積場所)

食料等の物資集積場所は、原則として、次表のとおりとする。

なお、災害の状況によっては、最寄りの輸送拠点、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所を選定する。

地域内輸送拠点 (物資集積場所)

施設名称	所在地	電話番号
市民文化センター	繁本町8-65	33-2180
えひめ未来農業協同組合新居浜経済センター	坂井町3-10-40	41-7016
黒島海浜公園	黒島2丁目	

(3) 供給食料

供給する食料は、災害発生第1日目(3食)は、アルファ米、ビスケット、調理不要米とし、第2日目以降は、米飯の炊出し又は弁当、食パン等により行う。また、乳児に対しては、液体ミルク及び粉ミルクを供給する。

(4) 供給基準

食料	供給基準
アルファ米	1食当たり100g
米穀	1食当たり精米200g以内
ビスケット	1食当たり75g
食パン	1日当たり200g(約半斤)以内
粉ミルク	乳児1日当たり150g以内
液体ミルク	乳児1日当たり5本

注) ただし、救助作業に従事する場合にあたっては、米穀(精米)に換算して1食当たり300g以内

8 炊出しの実施

炊出しは、救援物資班及び教育班が市内小学校等の各給食施設を利用して行うが、必要に応じ、日赤奉仕団、自主防災組織、自治会及び民間業者等に協力を依頼する。

9 食料供給における市民及び自主防災組織等の活動

- (1) 食料の確保は、家庭及び自主防災組織等での備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織等は、市が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- (3) 市民は、必要な緊急物資、非常持出し品の整備、搬出に努める。
- (4) 自主防災組織は、必要により炊出しを行う。

10 生活必需品等の供給

救援物資班長は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。市において処理不可能な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いにも配慮する。

11 生活必需品等供給の実施体制

被災者に対する生活必需品等の供給は、市が行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき市長が行う。

12 生活必需品等の供給実施の決定者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長は、必要と認めたときに、生活必需品等の供給の実施を決定する。

13 生活必需品等の供給対象者

応急対策活動従事者を除き、「3 食料供給対象者」を準用する。

14 生活必需品等の応急給付の内容

生活必需品等の応急給付は、次の範囲内で行う。

- (1) 寝 具……タオルケット、毛布、布団等
- (2) 外 衣……普通衣、作業衣、婦人服、子供服等
- (3) 肌 着……シャツ、ズボン下、パンツ等
- (4) 身回り品……タオル、運動靴、傘等
- (5) 炊事用具……鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ等
- (6) 食 器……茶碗、汁碗、皿、はし、スプーン等
- (7) 日 用 品……石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
- (8) 光熱材料……マッチ、ライター、ロウソク、灯油等

15 生活必需品等の供給需要（被害状況）の把握

応急対策活動従事者を除き、「5 食料供給需要（被害状況）の把握」を準用する。

16 生活必需品の確保**(1) 市における確保**

救援物資班長が、本部長の指示に基づき、市の備蓄物資を使用するとともに、不足する場合は、協定締結業者その他から調達する。

備 蓄 倉 庫 一 覧 (「6 食料の確保及び分散備蓄」の備蓄倉庫一覧参照)

資料編 ・備蓄物資・資機材一覧表 P98

・災害時における物資供給等の協力に関する協定書 P262、P266、P274、P320、P383

(2) 県への要請

「6 食料の確保及び分散備蓄(3)」を準用する。

(3) 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部は、同支部が備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、市を通じ速やかに被災者に分配する。

17 生活必需品等の供給活動の実施

(1) 配分計画等の樹立

救援物資班長は、救助物資の輸送及び配分計画を立て、被災地等への輸送及び供給を行う。

(2) 生活必需品等の集積場所

「7 食料供給活動の実施(2)」を準用する。

(3) 生活必需品等の供給

供給又は貸与は、災害救助法の範囲内で行う。

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P842

18 生活必需品等の供給における市民及び自主防災組織等の活動

「9 食料供給における市民及び自主防災組織等の活動」を準用する。

第16節 飲料水等の確保・供給

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活必需品その他の援護物資の調達、配給に関すること。 ・被災者及び救助活動従事者に対する給食に関すること。 ・災害時物資集積場所の開設、運営に関すること。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における援護物資の必要数の把握及び配給に関すること。
水道給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水確保及び応急給水に関すること。 ・給配水施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
水道施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・水源施設等の被害調査及び応急復旧、応急給水転用に関すること。 ・上水道の衛生維持に関すること。
調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・給水所の設置に関する広報に関すること。

1 飲料水等の確保体制の整備

(1) 飲料水の備蓄

災害時の被災者に対する飲料水を確保するため、飲料水の備蓄を進める。

資料編 ・ 備蓄物資・資機材一覧表 P98

(2) 給水の整備目標

最小限必要な分としての飲料水が1人1日3ℓ、また、これに手洗い、食器洗浄、洗面程度の分など、生活上最小限の生活用水を加算したおおむね1人1日20ℓを、7日分（混乱期3日、復旧期4日と想定した日数）確保する。

また、給水必要人口は12万人を対象として考えると、市の必要供給量は次のように算出される。

【飲料水】	1人1日3ℓ、給水人口が12万人として
	$3\ell \times 12\text{万人} \times 7\text{日分} = 2,520\text{ m}^3$
【飲料水+生活用水】	1人1日20ℓ、給水人口が12万人として
	$20\ell \times 12\text{万人} \times 7\text{日分} = 16,800\text{ m}^3$

(3) 配水池等給水施設の整備

現状の配水池と貯水量は、次のとおりである。（※緊急時=緊急遮断弁作動時）

配水池	緊急遮断弁	貯水量
金子山	無	6,000 m ³
清住	無	4,500 m ³
瑞応寺	無	4,900 m ³
新山根	有	5,000 m ³
篠場	有	4,900 m ³
船木	有	2,000 m ³
治良丸	無	300 m ³
谷前	無	240 m ³
立川	有	260 m ³
合計		28,100 m ³

震災時に配水池の水が確保できるよう、配水池への緊急遮断弁取付けについて必要に応じて整備を行う。

(4) 貯水槽の整備

災害時に迅速に飲料水が供給できるよう、防災活動拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の敷地内に貯水槽の整備を図る。

2 給水体制の整備

(1) 給水用資機材の整備

市が行う給水活動が円滑に行えるよう、給水タンク等給水用資機材の整備、充実を図る。

資料編 ・ 応急給水活動に使用する資機材 P101

(2) 民間との協力体制の整備

新居浜市管工事業協同組合など民間業者等と災害時の協力体制を確立し、災害時給水に対応する。なお、新居浜市管工事業協同組合とは災害時における応急対策業務に関する協定を締結しており、その他必要に応じて各民間業者と協定の締結を進める。

3 各家庭での飲料水の確保

各家庭においては、災害に備え次のように飲料水、生活用水を備蓄しておく必要がある。

(1) 家族数にあわせて、最低1人1日3ℓの飲料水を、3～5日分備えておく。

(2) 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。

4 自主防災組織等の活動

災害時の被害を最小限にとどめるためには、自分の家だけでなく、市民がお互いに協力し合い、地域全体で日頃から備えておく必要がある。そこで、市は、市民や自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時における給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。

(1) 自主防災組織等を中心とする飲料水の確保

ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

イ 災害時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

ウ 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

第17節 医療救護活動

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を必要とする状態にもかかわらず医療の途を失った場合に、医療機関、愛媛県医師会等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
消 防 班	・救急及び被災者の救助に関すること。
救 護 班	・医療、助産及び救護に関すること。 ・医療救護班編成及び救護所の開設に関すること。 ・医療資機材及び薬品等の調達に関すること。 ・医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。

1 実施責任者

被災者に対する医療救護は、市長が行う。なお、市のみでは実施が困難なときは隣接市町、県、愛媛県医師会その他の医療機関の応援により行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。

2 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- (2) 市、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、自然災害、大規模事故等に備えた医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療救護（助産を含む。以下同じ。）を行う。
- (3) 市は、市内における医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を受入れする。
- (4) 県及び災害医療コーディネーターは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、市の医療救護活動について広域的な調整を行う。
- (5) 西条保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネーターと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行う。
- (6) 県、市は、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- (7) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルズに配慮する。

3 情報の収集・提供

市は、消防機関、警察、医療機関と連携して、次の事項について情報を収集し、県への情報提供に努める。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 指定避難所等、救護所の設置状況
- (3) 指定避難所等、救護所における医療ニーズ
- (4) 医薬品等医療資機材の需給状況
- (5) 医療施設、救護所等への交通状況
- (6) その他参考となる事項

4 災害医療コーディネーターの活動

災害医療コーディネーターは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

- (1) 統括コーディネーター
 - ア 県内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - イ 県内の医療救護活動の統括及び調整を行う。
 - ウ 災害拠点病院コーディネーター、国及び関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。
- (2) 災害拠点病院コーディネーター
 - ア 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - イ 圏域内におけるDMA Tや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。

- ウ 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整を行う。
- エ 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整を行う。
- オ 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- カ 統括コーディネーター、他の圏域の災害拠点病院コーディネーター、公立病院コーディネーター及び被災地内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

(3) 公立病院コーディネーター

- ア 市内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- イ 市内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- ウ 市内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- エ 災害拠点病院コーディネーター及び市内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

5 市の医療救護活動

(1) 医療救護体制の確立

- ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。
- イ 市は、重傷者等を搬送できる救護病院の被災状況を調査し、被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。
- ウ 市は、救護所、救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて市職員を配置するとともに、救護所、救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- エ 救護所及び指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、西条保健所に職員の派遣を要請する。
- オ 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

資料編 ・病院、診療所等一覧表 P104

(2) 救護所の設置

救護班長は、次のとおり救護所を設置する。

ア 設置場所

救護所は、次のうちから被災者にとって最も安全かつ交通に便利と思われる場所を本部長が選定する。
なお、市に災害救助法が適用され、県による医療救護班が派遣された場合は、県の指示による。

- (ア) 保健センター
- (イ) 小学校、中学校
- (ウ) 公民館、交流センター
- (エ) その他の避難所
- (オ) 災害現場
- (カ) その他本部長が必要と認めた場所

イ 避難所救護センターの設置

指定避難所等における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県、医師会と協力して避難所内に避難所救護センターを設置する。

避難所救護センターでは、精神科、歯科などきめ細かな対応を図るとともに、被災者のメンタルヘルスを考慮した医療活動を実施し、必要に応じて巡回活動を行う。

(3) 医療救護班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、本部長は医療救護班を編成する。この場合、本部長は、救護班長に命じて、新居浜市医師会長に対して、医師会医療救護班の編成及び出動を要請する。

また、新居浜市医師会長は自ら必要と認めたときは、本部長の要請を待たずに、医療救護班の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、新居浜市医師会長は、直ちに本部長に通報するとともに、保健師、事務員、連絡員等の派遣を要請する。

新居浜市医師会長は、「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づき、本部長が指定する救護所へ

医療救護班を派遣する。

医療救護班の編成については、市医師会が定める出動基準により災害の状況に応じて行うが、1班当たりの編成単位は、おおむね次のとおりとする。

医療救護班	医師1名、看護師2名、保健師1名事務、連絡要員2名
-------	---------------------------

(4) 災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請

救護班長は、必要に応じて速やかに県(医療対策課)に対し、災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣を要請する。また、DMAT指定病院である県立新居浜病院、状況に応じ災害派遣医療チーム (DMAT) を派遣するよう努める。

(5) 救護所における活動

ア 救護所での医療活動は、市の指揮の下で救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護に当たる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。

イ 救護班は、救護所において次の業務を行う。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定
- (イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 助産活動
- (カ) 死体の検案
- (キ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への収容状況等の報告

(6) 助産について

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

イ 助産の範囲

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前及び分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(7) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は、県負担(限度額以内)、その他の場合は、市負担とする。

(8) 市内医療機関の活動

ア 施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。

イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入れ医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び他市町に支援を要請する。

ウ 市からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市が設置する救護所へ派遣する。

エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受入れ、治療に当たる。

オ 広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネーターを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。

(9) 救護病院の活動

ア 救護所へ救護班を派遣する。

イ 救護所の医療で対応できない重症者及び中等症者を受入れ、次の活動を行う。

- (ア) 重症者及び中等症者の収容と処置
- (イ) 助産

- (ウ) 死体の検案
- (エ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への収容状況等の報告
- (オ) 災害(基幹)拠点病院への患者移送手配
- (カ) その他必要な活動

ウ 救護病院等のうち災害医療コーディネーターの設置病院は、災害医療コーディネーターと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。

(10) 災害(基幹)拠点病院

- ア 救護所へ救護班を派遣する。
- イ 被災地等にDMATを派遣するとともに、他県等から派遣されたDMATの活動拠点として、DMATの受入れ・派遣調整等を行う。
- ウ 被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者を受入れ、救護病院等と同様の活動を行う。
- エ 広域災害・救急医療情報システムの活用により、被災地域の医療機関に関する情報を把握し、支援が可能な医療情報を提供する。
- オ 圏域内の医療救護の調整・実施拠点として、災害医療コーディネーターと一体的に活動を行う。

(11) 三次救急医療施設

災害(基幹)拠点病院等で対処できない重篤救急患者を受入れ、救命医療の提供を行う。

6 負傷者の搬送

- (1) 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、救急車により行うものとするが、状況により市有車両等を活用して行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。
- (2) 緊急を要する負傷者、また救護病院等では処置が困難な重症者等が発生した場合は、県に県ドクターヘリ又は県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。
- (3) 救護所・救護病院等における傷病者の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。また、救護所・救護病院等が効果的に機能するよう、必要な調整を行う。

7 医療資機材等の確保

医療、助産の実施に必要な医療資機材は、原則として市内医療機関に備蓄されているものを使用し、不足する場合には医療機関を通じ業者から調達する。ただし、市内で調達不能な場合は、西条保健所及び県に要請し、確保する。

8 県への応援要請

- (1) 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、西条保健所を通じて県に調達・あっせんに要請する。
- (2) 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、西条保健所や災害コーディネーターを通じて県に救護班の派遣を要請する。
 - ア 派遣を必要とする人員(内科、外科、助産等別人員)
 - イ 必要な救護班数
 - ウ 医療救護活動を必要とする期間
 - エ 派遣場所
 - オ その他必要事項

9 市民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

10 災害救助法に基づく措置基準

医療及び助産の実施における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P842

第18節 防疫・衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

また、被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、市は、県と連携して食品の衛生管理等を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の収集及び処理に関すること。 ・仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ・ごみの収集及び処理に関すること。 ・災害廃棄物の総合的な処理調整に関すること。 ・死体の埋葬、火葬に関すること。 ・犬、猫等愛がん動物の管理及びへい死獣の処理に関すること。 ・防疫活動の実施に関すること。
土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地内の土砂・流木等障害物の除去に関すること。 ・倒壊建物の解体及び除去に関すること。 ・建設関係団体への協力要請に関すること。
下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・排水処理の協力に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者及び死体の捜索、受入れに関すること。
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の届出受付及び要搜索者名簿の作成に関すること。(総務課)
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・保健活動及び防疫活動に関すること。 ・衛生、防疫資材の調達、配布に関すること。
援護班	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の検案、受入れに関すること。
農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の救護、保健活動、防疫活動に関すること。 ・別子山地区の死体の埋葬、火葬に関すること。

1 実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、知事又は西条保健所長の指示、指導により市が実施するが、市のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請して行う。

2 防疫活動の実施

(1) 班の編成

防疫業務を実施するため、救護班長及び環境衛生班長は、保健所等と連携をとり、次のとおり防疫、衛生活動を実施する。また、別子山班長は、別子山地区の防疫、衛生活動を実施するが、救護班長及び環境衛生班長は、必要に応じて指示を行う。人員が不足する場合には、臨時に作業員を雇い上げ、又は隣接市町、県（西条保健所）へ応援要請を行う。

その際必要な薬品等は、備蓄されているもののほか、業者から調達する。

(2) 浸水地域の優先処理

浸水地域においては、他の箇所を優先して被災後速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

(3) 指定避難所等の防疫措置

避難所における感染対策マニュアル（H22：厚生労働省研究班作成）を具体的に活用して実施する。

ア 指定避難所等開設後直ちにトイレ、ごみ置場等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

イ トイレの衛生対策を次により実施する。

(ア) 手を洗うための消毒用アルコール、逆性石けんの備えつけ

- (イ) 生理用品の備えつけ
- (ウ) 乳幼児用・介護用紙おむつの確保

(4) 感染症発生時等の措置

市は、災害時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本節において「法」という。）の規定に基づき、県の指導・指示に従って次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

市は、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

- (ア) 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- (イ) 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
- (ウ) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

対象区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

ウ 物件に係る措置（法第29条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、対象物件の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒等を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次により必要な措置を実施する。

- (ア) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- (イ) 廃棄にあつては、消毒、次の（ウ）に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- (ウ) 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

エ 生活用水の供給（法第31条）

知事において、一定の期間、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、市は、当該期間中、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(5) 飲料水の消毒及び衛生指導

給水を行う飲料水については、検査・消毒を実施し、特に住民が井戸水等を使用する場合には、塩素剤等で消毒するよう周知させる。

(6) 疫学調査及び健康診断への協力

市は、住民の避難場所、冠水地域その他衛生条件が悪い地域を詳細に西条保健所に報告し、西条保健所が実施する疫学調査及びその結果に基づく健康診断に協力する。

(7) 塵芥、し尿等の処理

塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。

3 巡回健康相談の実施

西条保健所と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

4 県への応援要請

- (1) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- (2) 甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき、又は不十分であるときは、県に応援を要請する。

5 県への報告

感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、西条保健所に報告する。

6 食品衛生活動

福祉部は、西条保健所の指示、指導のもとに、概ね次のような活動を行う。

- (1) 臨時給食施設（避難所の炊き出し施設等）の設置状況等について、県への情報提供
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) 冠水した食品関係業者の指導
- (4) 消毒薬等必要物資の配付
- (5) その他食料品に起因する危害発生の防止

7 市民の活動

市民は、市及び西条保健所の指導を受けながら、食料品の汚染、腐敗、感染症の発生等の予防のため、次の活動を行う。

- (1) 住宅内の汚物の清掃、消毒等の実施
- (2) 指定避難所等における衛生状態保持
- (3) 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒
- (4) 食品関係業者の自主管理の強化

8 記録

防疫のため、清潔方法及び消毒方法を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況報告書
- (3) 防疫経費所要見込調及び関係書類
- (4) 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族・昆虫駆除に関する書類
- (6) 家庭用水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌（作業の種類及び作業料、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

第19節 保健衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

また、被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、市は、県と連携して食品の衛生管理等を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・保健活動及び防疫活動に関すること。 ・衛生、防疫資材の調達、配布に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の救護、保健活動、防疫活動に関すること。 ・別子山地区の死体の埋葬、火葬に関すること。

1 被災者等への保健衛生活動

市は、新居浜市災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。

被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

2 保健師等の応援・派遣受入

市は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、県や相互応援協定締結先に対し、保健師等の応援・派遣を要請する。

また、必要に応じて、県は、その他の都道府県・市町村に対し、保健師等の応援・派遣を、厚生労働省健康局を通じて要請する。

第20節 廃棄物等の処理

本市の災害廃棄物処理計画に基づき、多量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。なお、甚大な災害の場合は災害対策本部に、災害廃棄物対策組織を設置する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の収集及び処理に関する事。 ・仮設トイレの設置及び管理に関する事。 ・ごみの収集及び処理に関する事。 ・災害廃棄物の総合的な処理調整に関する事。 ・死体の埋葬、火葬に関する事。 ・犬、猫等愛がん動物の管理及びへい死獣の処理に関する事。 ・防疫活動の実施に関する事。
下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・排水処理の協力に関する事。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の救護、保健活動、防疫活動に関する事。

1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 近隣市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (3) 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (4) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- (5) 災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する住民への周知計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理・処分計画（災害廃棄物処理実行計画）を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

2 下水処理・し尿処理の実施

- (1) 被害状況の把握

下水道班長は、下水道BCPに基づき下水道施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県(都市整備課下水道係)に連絡する。
- (2) 住民への広報

下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレの使用を控え、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。
- (3) 下水道施設等の応急復旧

ア 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して、仮設トイレ等で処理するよう指導する。

イ 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

ウ 下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人日本下水道管路管理業協会、地方共同法人日本下水道事業団等に対し、必要に応じて支援を要請する。
- (4) し尿の収集

環境衛生班長は、貯留したし尿の収集、処理を担当する。最終処分は、し尿処理場や下水処理場への輸送、あるいは埋立(土壌還元方式)によるものとし、次のとおり処理すべき量、処理施設の被害状況等を勘案し適切な判断により行う。

ア し尿の収集については、避難所及び病院等を優先して、許可業者及び委託業者の協力により行う。

イ 被災地域が処理能力に比し、広範囲にわたっている場合には、早急に各戸のトイレの使用を可能にす

るため、応急措置としては便槽内容の 200 リットル程度の汲取を全戸について実施する。

資料編 ・し尿収集業者一覧表 P39

(5) し尿処理場

し尿は、基本的にし尿処理場において処理する。処理施設に被害が生じたときは、早急に復旧させ、処理に支障がでないよう努める。支障がある場合は、県又は隣接市町村に処理を要請する。

名称	所在地	電話番号	1日の処理能力
衛生センター	阿島二丁目 20 番 5 号	45-3077、(fax) 45-0301	140 キロリットル/日

(6) 埋立(土壌還元方式)

応急仮設トイレの設置では対応できない場合、又は処理施設の被害等により最終処理が困難なときは、必要に応じて、保健所長と協議して埋立(土壌還元方式)により対応する。

この場合、次の点に留意して行うものとする。

- ア 地下水等への影響を考慮して、土壌還元率の比較的高い範囲内に掘り、穴の深さを加減すること(3mより浅くすることをめどとする。)
- イ 飲料水として使用される井戸からできるだけ離すこと(井戸から最低 100m離すことをめどとする。)
- ウ 消毒は、頻繁に行うこと。
- エ ある程度の量が投入されるごとに土覆いをすること。
- オ 土壌分解能力を考慮し、1箇所で大量の処理をしないこと。
- カ その他現場周辺の状況、市民の感情を最優先に考え、衛生と安全確保を図ること。

(7) 容器等への溜め置き要請

最悪の事態には、市としての収集処理体制が整うまでの期間について、容器等への溜め置きを市民へ要請する。その場合、市民への広報については、調整班に要請して行う。

また、容器、消毒薬剤、回収処理方式について、状況に応じた適切な措置を講じる。

(8) 仮設トイレの設置

下水道施設等が被災した場合は、直ちに仮設トイレを調達し、避難収容施設等に配置する。市内で調達が困難な場合は、協定業者又は県に応援を要請する。また、トイレカーを避難収容施設等に配備する。

なお、仮設トイレの設置については、障がい者等要配慮者に配慮する。

(9) 住民及び自主防災組織の活動

ア 下水道普及地域において、下水道施設に接続している水洗トイレは市からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市に連絡するとともに、市からの指示に従う。

イ 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

3 廃棄物処理の処理体制

(1) 一般廃棄物処理施設の被害状況、対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。

(2) 市民、自主防災組織、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等は、廃棄物を決められた場所に分別して排出するなど、市の廃棄物処理に協力するものとする。

4 処理の実施

災害により生じた災害廃棄物は、人の健康、生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保するために円滑かつ迅速に処理する。

(1) 災害廃棄物処理実行計画

発災後、国の処理指針や本市の処理計画を基に、具体的な処理方法を定める災害廃棄物実行計画を早急に策定する。詳細な被害状況の把握や処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

(2) 収集運搬

災害廃棄物の収集運搬については、直営・委託業者・協定を締結した団体等により行うが、必要に応じて、県・他市町に応援を要請する。

(3) 仮置場

市民環境部長は、被災状況に応じてできるだけ市民の負担が少なく、災害廃棄物が処理できるよう、安全性と効率を踏まえて選定する。

※仮置場の定義、運用等についての詳細は、本市災害廃棄物処理計画を参照

(4) 選別・中間処理・再資源化

災害廃棄物は、可能な限り被災現場で分別してから仮置場に搬入し、仮置場において組成別に分別・保管し、順次、本市ごみ処理施設、最終処分場に搬出し処理を行う。本市施設で処理不可能な場合は、他の市町や民間処理施設の協力を得て処理を行う。なおリサイクル可能なものは、再資源化を行う業者に、危険物等は、それぞれの専門業者に引渡し、適切に処理する。

ごみ処理施設

名称	所在地	電話	処理能力
清掃センター	観音原町 乙122-1	41-4225 (fax)41-8066	可燃物 201 t / 日 粗大ごみ破砕物 40 t / 5H 前処理破砕物 20t / 5 H × 2 基

最終処分場

名称	所在地	電話	埋立容量 (残余容量 R2.3 末)
最終処分場	菊本町二丁目 817番2地先	37-5300	357,727 m ³ (348,526 m ³)

資料編 ・ ごみ収集業者一覧表 P39

5 住民の周知

災害廃棄物に関する情報について、ホームページ等で公開する等、周知に努める。

第21節 障害物の除去

災害に際して、全半壊家屋、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障を来す場所にある場合は、速やかにこれを除去し、被災者の日常生活と交通路の確保を図る。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
道 路 班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の障害物の除去及び交通の確保に関すること。 ・道路、側溝の土砂・汚泥の処理に関すること。
下 水 道 班	<ul style="list-style-type: none"> ・河川内の流木等障害物の除去に関すること。
環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集及び処理に関すること。 ・災害廃棄物の総合的な処理調整に関すること。
土 木 班	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地内の土砂・流木等障害物の除去に関すること。 ・倒壊建物の解体及び除去に関すること。 ・建設関係団体への協力要請に関すること。
港 務 班 及び 農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾内及び漁港内の障害物の除去に関すること。

1 実施主体

被災地における住宅関係障害物の除去は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が行う。

なお、道路、河川、港湾、漁港等に生じた障害物は、県等の協力を得ながら、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

2 道路上の障害物の除去

(1) 被害状況の把握

市は、道路管理者及び新居浜警察署等から道路の被害状況を収集するとともに、各地域の路上障害物の有無について消防団、自主防災組織等から情報を収集する。また、必要により土木班を編成して各地区の被害状況の調査を行う。

(2) 除去の方法

市は、市内建設業者に応援を求め、愛媛県道路啓開計画に示された方法で速やかに障害物の除去を行う。また、必要に応じて警察、消防本部、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。
なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して除去する。

3 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者、消防長及び消防団長は、支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

4 住宅の障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、次に該当する場合に行う。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- (2) 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は屋敷内に運び込まれているため、家の出入りが困難な状態にある場合
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない場合
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けた場合
- (5) 応急措置の障害になるもので緊急を要する場合

(6) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

5 港湾・漁港区域の障害物除去方法

市は、港湾・漁港区域について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、今治海上保安部、警察、消防本部、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

6 障害物集積場の確保

除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。

また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送に充てる道路以外の道端等に集積する。

7 応援の要請

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び隣接市町に協力を要請する。

8 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておく。

- (1) 障害物除去の状況記録
- (2) 障害物除去費支出関係証拠書類
- (3) 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

9 災害救助法に基づく措置基準

障害物の除去における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P842

第22節 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
環境衛生班	・犬、猫等愛がん動物の管理及びへい死獣の処理に関すること。
農林水産班	・家畜、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関すること。

1 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、協定を締結している愛媛県獣医師会等の協力を得ながら、県及び住民と協力して次の措置を実施する。

(1) 市の活動

環境衛生班長は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

- ア 被災動物の把握
- イ 指定避難所における家庭動物のためのペットスペースの確保
- ウ 飼養されている動物に対する餌の配布
- エ 危険動物の逸走対策
- オ 被災動物の一時収容、応急処置及び保管
- カ 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- キ 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- ク 災害死した動物の処理
- ケ その他動物に関する相談等

(2) 県の活動

- ア 被災動物の広域的な把握
- イ 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- ウ 所有者及び里親探しの情報提供
- エ 市町等関係機関との連絡調整
- オ 被災動物救護センターの設置
- カ 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- キ (公社)愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼
- ク 災害死した動物の処理
- ケ 動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布
- コ ボランティアの確保、把握
- サ その他動物に関する相談等

(3) 住民及び民間の活動

- ア 被災動物の一時保護、応急処置及び通報
- イ ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- ウ 危険動物の逸走対策
- エ ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- オ その他行政への協力

2 死亡獣畜・家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

環境衛生班長は、災害によりへい死した犬、猫等について次のとおり処理する。農林水産班長は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

(1) 市の活動

ア 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

イ 処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

(2) 飼養者等の活動

ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、西条保健所長の許可を受ける。

イ 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。

ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について西条保健所、市の指導を受け、適正に処理する。

第23節 応急住宅対策

土木班長は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受入れるための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の建設に関する事。 ・ 住宅の応急修理に関する事。 ・ 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・ 仮設住宅の入居及び運営管理に関する事。

1 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

2 体制の整備

市は、把握した被害状況に基づき、応急住宅対策に関する体制を整備する。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 建設用地の選定

建設部長は、震災を想定した応急仮設住宅の建設候補地の選定と関係権利者の調整に努めるとともに、震災発生時には、関係各部長の協力を得て、諸条件を考慮し応急仮設住宅の建設地を市有地の中から選定する。市有地からの選定が困難な場合は、民有地に建設する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分に配慮する。

(2) 建設の程度、方法及び期間

ア 建設の基準

(ア) 費用

1戸当たり建設費の限度額は、災害救助法で定めるところによる。

(イ) 集会施設

応急仮設住宅を同一敷地又は近接する地域内におおむね50戸以上建設する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

(ウ) 福祉仮設住宅

要配慮者のために、必要に応じ、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

イ 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工する。供与期間は工事完了の日から2年以内とする。

ウ 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、土木班の監督のもと、建設業者に協力を要請して行う。

資料編 ・建設業者一覧表 P37

・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P842

エ 市内建設業者の協力を得て建設する。この場合において、被災者に関する世帯人員数や要配慮者に配慮した仕様の設定及び設計を行う。また、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

オ 建設を県から委任された場合は、県が協定を締結している(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会又は(一社)日本木造住宅産業協会の協力を得て建設する。

(3) 応急住宅の入居者の認定

ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

イ 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、自らの資力では住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

(4) 市営住宅等の一時入居

必要に応じ、市営住宅等の空家へ被災者を一時的に入居させる。

(5) 応急住宅の管理

ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続・維持管理を行う。また、各応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

イ 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

(6) 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努めるものとする。

4 住宅の応急修理

(1) 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

応急修理は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に行う。

(2) 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をとれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

5 県に対する建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

(1) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

ア 応急仮設住宅の場合

- (ア) 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

イ 住宅応急修理の場合

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

(2) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

6 住居等に流入した土石等障害物の除去

住居等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

7 建築相談窓口の設置

本庁及び各総合支所に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

8 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管する。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠資料

9 災害救助法に基づく措置基準

応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P842

第24節 応急教育活動

学校施設の被災及び児童生徒等の被災により、通常の教育を行うことができない場合には、市教育委員会等は、次のとおり応急教育を実施する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・学用品及び教科書の調達配分に関すること。 ・学校給食保全及び学校保健衛生に関すること。 ・学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。 ・避難者への給食の協力に関すること。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。

1 実施体制

- (1) 市立小中学校等の応急教育は、市教育委員会が行う。
- (2) 災害に対する各学校等の応急措置については、学校長が具体的な応急対策をたてる。
- (3) 学用品の給付は、市が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事が委任した場合は、市長が行う。

2 応急措置

- (1) 教育部長（教育委員会事務局長）

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、教育班に所轄の学校ごとの分担を定めて、情報及び指令の伝達を行うようにする。また、学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の災害応急対策、復旧対策の総括にあたる。

- (2) 学校長

ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。

避難完了後速やかに教育班長を通じ、庶務班長にその旨を報告する。

イ 状況に応じ、教育部長と協議のうえ、臨時下校等適切な措置をとる。

ウ 災害の状況により、児童、生徒を下校させることが危険であると認める場合は、原則、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、教育班長を通じ、庶務班長にその旨を報告する。

エ 災害の規模、児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育班長を通じ庶務班長に報告する。

オ 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ、必要な教職員を招集する。

カ 被災した地域等からの避難者があった場合には、教育班長を通じ、庶務班長に人数、状況等を緊急に連絡する。

また、教育班長より避難所設置への協力の指示があった場合は、教職員を指揮して、避難者の受入れを行う。

- (3) 教職員

ア 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う災害応急対策、復旧対策に協力し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

3 応急教育の実施

- (1) 施設、職員等の確保

ア 学校長は、教育班長に施設の被害状況を連絡し、おおむね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

応急教育実施場所

災害の程度	応急教育実施のための場所(予定)
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	(ア) 特別教室 (イ) 普通教室 ※屋内体育館は避難所となることを想定 (ウ) 二部授業等を実施する。
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	(ア) 公民館等の公共施設 (イ) 近隣学校の校舎
特定の地域全体について、相当大きな被害を受けた場合	(ア) 市民の避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 (イ) 応急仮設校舎の設置

イ 学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況に対応して速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努める。応急教育の実施が決まり次第、速やかに児童、生徒及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 教育班長は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な措置を講じる。

(2) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、その都度状況に応じて、学校長の指示に基づくが、初期においては、おおむね次のとおり行う。

ア 生活に関する指導内容

(ア) 健康、衛生に関する指導

- a 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導
- b 衣類、寝具の衛生指導
- c 住居、トイレ等の衛生指導
- d 入浴その他身体の衛生指導

(イ) その他の生活指導等

- a 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。
- b 児童、生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

イ 学習に関する教育内容

- (ア) 教材、資料を必要とするものはなるべく避ける。
- (イ) 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目を主として指導する。

(3) その他の留意事項

ア 施設内における児童、生徒の救護は原則として、当該学校医、養護教諭等がこれにあたる。重傷者がある場合は、救護所に搬送する。

イ 学校給食については、原則として、一時停止し、災害救助のための炊出しを優先的に行う。

ウ 教育班長は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、状況に応じ、学校給食の再開計画を策定する。

4 学校が指定避難所となった場合の留意事項

(1) 学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難所責任者に対し、その利用について必要な指示をする。

(2) 教育班長は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。

(3) 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、災害対策本部と必要な協議を行う。

5 学用品の調達及び支給対象

災害により住家に被害を受け、学用品をそう失、又は毀損し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じて教科書(教材も含む。)、文房具及び通学用品を支給する。

6 給付の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1箇月以内、文房具及び通学用品

については、15日以内とする。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事を通じて厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

7 給付の方法

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育部長に調達及び支給を指示する。教育班長は、指定業者から調達する。

ただし、学用品等の調達及び給付の実施が困難な場合には、県へ学用品等の給付の実施、調達について応援を要請する。

8 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

資料編	・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P842
	・学校別施設、児童生徒数一覧表 P78

9 文化財の応急措置

文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、消防本部、団等に通報するとともに、速やかに市教育委員会を經由して県教育委員会に被災状況を報告する。

また、文化財の災害時の安全性を確保するため、それぞれの文化財等の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じる。この場合、県教育委員会は、市教育委員会の協力のもと所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (2) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- (3) 建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物の補強
- (4) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施

第25節 要配慮者に対する支援活動

市は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、国際交流協会等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
援護班	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の総合的支援に関すること。 要配慮者に対する在宅福祉サービス等の提供に関すること。
土木班	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に関すること。

1 避難行動要支援者の把握

災害時、市は災害時の避難等一連の行動に対してハンディキャップを負う避難行動要支援者に配慮する必要がある。避難行動要支援者は、独居高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等が考えられるが、本市においても年々人口の高齢化が進みつつあり、対策の重要性が増しつつある。

このため、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するとともに、自主防災組織と連絡を行うなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の把握を行い、避難行動要支援者の災害時における早期発見と安全確保を図る。

なお、把握に当たっては、避難行動要支援者のプライバシーについて十分に配慮するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

2 避難行動要支援者の避難誘導

災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、社会福祉施設への緊急入所、民間賃貸住宅の借り上げ等多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

3 指定避難所等への移送

(1) 要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、次の措置を講ずる。

ア 指定避難所等への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

(2) 災害により、避難所に受入れが必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者については、福祉避難所を開設し、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関、ヘルパー、ボランティア等の協力を得て介護を行う。

4 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合ややむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

(1) 被災障がい者に対する援助

ア 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付

イ 被災障がい者の更生相談

6 応援依頼

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

第26節 ボランティア等への支援

大規模な災害時に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
情報伝達班	・ボランティア活動の総合調整に関すること。
援護班	・ボランティア活動調整の協力に関すること。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関すること。

1 災害救援ボランティア支援本部の設置

情報伝達班長は、援護班長と協力し、災害時において、必要があると認めるときは、市社会福祉協議会等と連携して、市災害救援ボランティア支援本部（必要に応じて支部を設置）を設置する。

(1) 市災害救援ボランティア支援本部の設置時期及び場所

災害時において、災害救援ボランティアによる支援及び活動の総合調整が必要と認められる場合に、支援本部を災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）内に設置する。

(2) 市災害救援ボランティア支援本部の組織

ア 支援本部は、市社会福祉協議会（又は市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター）が主体となり、情報伝達班、動員班、援護班、NPO・ボランティア等関係団体、ボランティアコーディネーター等で構成する。

イ 支援本部において、ボランティア活動の総合調整を行う。

ウ 支援本部内の会議は、必要の都度開催する。

(3) 市災害救援ボランティア支援本部の任務

ア ボランティアの受付

災害時における災害救援活動を申し出たボランティアの受付は、災害ボランティアセンターで行う。

イ ボランティア活動に関する情報収集

県、市、ボランティア団体や被災住民からの情報を取りまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

ウ ボランティア、被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供するため、災害ボランティアセンターに窓口を開設する。

エ 個人ボランティアのグループ化等活動体制の整備

市社会福祉協議会は、ボランティア関係団体等と協力し、個人ボランティアのグループ化、個人ボランティアのグループへの編入など、連携がとれ、機能的な活動が行われるような活動体制の整備を行う。

オ ボランティアの斡旋、派遣

支援本部は、市各部からの動員要請及び要配慮者に関わる施設等からのボランティアの斡旋要請の状況を把握し、平常時から登録しているボランティア及び災害後に受付たボランティア申出者について、ボランティアの斡旋、派遣を行う。

カ ボランティアの募集

情報伝達班長は、市社会福祉協議会と協力し、専門技能を持ったボランティアが不足する場合、必要人員、活動内容、活動拠点等必要な状況を広報して、ボランティアの募集を行う。

キ ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

情報伝達班長は、市役所及びその他市有施設等をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な資機材については可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

ク 愛媛県災害救援ボランティア支援本部との連携

支援本部は、愛媛県災害救援ボランティア支援本部（県社会福祉協議会に設置）との連絡調整に努め、専門分野等のボランティアを必要とするときは、必要な分野のボランティアの派遣を県支援本部に斡旋要請する。

2 市社会福祉協議会（以下、社協という）が設置する災害ボランティアセンターの手順

社会福祉協議会が、新居浜市地域防災計画のボランティア活動対策を補完し、より詳細に示すため策定する災害対応マニュアルによる。

第27節 応援協力活動

市内に大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、市は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	・知事及び他市町村長に対する応援要請に関すること。 ・自衛隊派遣要請に関すること。
動員班	・災害派遣職員の受入れに関すること。
管財班	・自衛隊災害派遣部隊の受入れに関すること。
総務警防班	・消防応援要請に関すること。

1 知事に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、東予地方局を通じ県に対し次の事項を示して庶務班長が、県（東予地方局）に対して防災通信システム（地上系・衛星系）又は電話等をもって処理し、事後速やかに文書を送付する。

ただし、東予地方局への連絡が不可能な場合は、直接県に連絡する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、都道府県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

2 他の市町村長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ応援協定の締結や、平時からカウンターパート関係を構築している市町村長に応援を要請する。また、状況によっては災害対策基本法第67条の規定に基づき、隣接県の他市町村長に応援を要請する。被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町村長と協議する。

応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

なお、消防に関する応援要請（相互応援協定に基づく応援要請）については、本章第10節「消防活動」の「5 消防活動の応援要請」に定めるとおりとする。

3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は、東予地方局を通じ知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- (1) 市長が直接派遣を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う（災害対策基本法施行令第15条）。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

- ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 市長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う(災害対策基本法施行令第16条)。
- ア 派遣のあっせんを求める理由
 - イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

4 消防機関への応援要請

(1) 消防活動の応援要請

ア 愛媛県緊急消防援助隊受援計画による応援要請

大規模災害又は特殊災害が発生し、本市の消防力及び園内の消防応援では十分な対応が困難な場合は、緊急消防援助隊の応援を要請する。なお、緊急消防援助隊の受入れについては、「新居浜市緊急消防援助隊等受援計画」に基づき、実施する。

資料編 ・ 様式Ⅲ 緊急消防援助隊応援要請連絡票 P830

イ 「愛媛県消防広域相互応援協定書」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定書」による応援要請

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。また、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域相互応援計画」に定めるところによる。

ウ 東予広域消防相互応援協定による応援要請

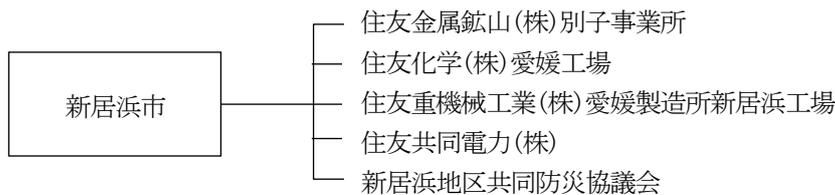
東予地区市町において、大規模火災、隣接火災、特殊災害に対する消防活動の実施を要請する。

エ 隣県広域消防相互応援協定による応援要請

1市1町1村、2消防事務組合において、大規模火災、隣接火災、特殊災害に対する消防活動の実施を要請する。

オ 新居浜市が住友4社1協議会に対して行う火災等出動要請に関する協定

関係企業と新居浜市は、消防に関する相互応援協定に基づき、共同して消防活動を実施する。



(2) 応援要請の手続

本部長は、他の市町村の長に応援を要請するときは、次の事項を明らかにして要請する。(要請は電話で行い、後日文書を提出する。)

- ア 災害の状況及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員、車両、資機材
- エ 進入経路及び結集場所

(3) 応援隊の受入体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、連絡班を設け受入体制を整える。

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、車両、資機材、指揮者等の確認
- ウ 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

5 県消防防災ヘリコプターの出動要請

災害の状況から県消防防災ヘリコプター又は県ドクターヘリの出動が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」、「救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）相互応援に係る基本協定」及び「愛媛県ドクターヘリ運航要領」に基づき、県に出動を要請する。

県消防防災ヘリコプターの出動要請に関する必要事項については、本章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」の定めるところによる。

6 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、本章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」の定めるところによる。

7 海上保安庁に対する支援要請

市長は、海上保安庁の支援を必要とするときは、知事に対し支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請する。

(1) 支援要請事項

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他県及び市町が行う災害応急対策の支援

(2) 支援要請の依頼手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し海上保安庁の支援について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- ア 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を必要とする期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

(3) 海上保安庁との連絡

市長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、今治海上保安部と密接な情報交換を行う。

緊急の場合の連絡先

機 関 名	電 話 番 号
第六管区海上保安部	082-251-5111 (衛星)64-034-101-15 (FAX)082-251-5185
新居浜海上保安署	0897-32-0118 (FAX)0897-33-4999

8 水道事業者への要請

日本水道協会中国四国地方支部内の水道事業体に応援を求めるときは、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱に基づき、日本水道協会愛媛県支部へ無線又は電話等をもって要請を行う。

9 県外市等への応援要請

本部長は、「瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」等により、市域にかかる災害応急対策を実施するため、必要と認めるときは応援を要請する。

10 応援受入体制の確立

災害の状況により、県又は他市町からの救援隊並びに自衛隊等の派遣要請をした場合の受入体制については、次のとおりとする。

(1) 連絡窓口の明確化

県及び他市町等との連絡を速やかに行うため、連絡班を設け受入体制を整える。

(2) 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を整備しておく。

なお、救援隊等の宿泊施設は、避難収容施設としての施設の利用状況を考慮し、受入可能な学校体育館、運動場及び公民館等を利用する。

1 1 労働力の確保に関する対策

災害応急対策の実施が災害対策本部員の動員では不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、本部長（市長）の指示に基づき労働者を雇用する。

(1) 労働者の雇用範囲

ア 被災者の避難

本部長の指示による避難で誘導労働者を必要とするとき。

イ 医療、救護の移送

救護班で処理できない重症患者若しくは救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を医療機関に運ぶための労働者又は救護班の移動に伴う労働者を必要とするとき。

ウ 被災者の救出

被災者を救出するための労働者を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材等の操作又は後始末に労働者を必要とするとき。

エ 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄化するための医薬品の配付等に労働者を必要とするとき。

オ 救助物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送又は配分に労働者を必要とするとき。

カ 死体の搜索、処理

死体の搜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は死体の洗浄、消毒等の措置、死体を仮安置所まで輸送するための労働者を必要とするとき。

キ 上記以外の救助作業のため労働者の必要が生じたときは、次の事項を付し、東予地方局を通じ県へ申請する。

(ア) 労働者の雇用を要する目的又は救助種目

(イ) 労働者の所要人数

(ウ) 雇用期間及び理由

(エ) 地域

(2) 労働者雇用の期間

各救助の実施期間中

1 2 外国からの応援活動への支援

市は、県が受入れた外国からの応援部隊が円滑に活動できるよう、県その他関係機関の支援活動に協力する。

1 3 広域的な応援体制

市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求めるものとする。上段の応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

第28節 消防防災ヘリコプターの出動要請

市は、各種災害又は事故等に際し、県所有の消防防災ヘリコプターによる迅速な支援活動を要請し、被害の最小化に努める。

1 支援活動の種類

消防防災ヘリコプターは、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、災害の状況に応じて次の活動を行う。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防ぎょ活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

2 緊急運航の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に、「愛媛県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の別表に掲げる基準に基づき、緊急運航する。

- (1) 公共性
- (2) 緊急性
- (3) 非代替性

3 緊急運航要請手続

市長又は消防長若しくは関係行政機関の長は、災害の状況により消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要と判断した場合には、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県消防防災安全課長に対して要請を行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

4 自主出動

運航管理責任者が災害等の実態を勘案し、特に緊急を要する防災活動の実施について、要請を待ついとまがないときは、要請を待たず自ら緊急運航を決定することができる。

第29節 自衛隊災害派遣要請の要求等

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合

2 派遣要請の手続等

- (1) 本部長は、自衛隊の災害派遣が必要と認めた場合、庶務班長が、知事に次の事項を明記した文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況、その他参考となるべき事項
- (2) 本部長は、通信途絶等により知事に対する要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、直接次の連絡先へ通知する。ただし、事後速やかに所定の手続を行う。

緊急の場合の連絡先

連絡先部隊名(駐屯地名)	連絡先電話番号等
陸上自衛隊 中部方面特科隊 (松山駐屯地)	電話番号 089-975-0911 (内線 238) (夜間・土日:内線 302) FAX番号 089-975-0099 県防災通信システム(地上系) 6-6218

3 要請を待たないで行う災害派遣(自主派遣)

自衛隊は、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等の要請を待つとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊を派遣することができる。

この際、措置と平行しつつ速やかに知事及び本部長と連絡を確保し、災害派遣について密接に調整を行う。自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
- (4) その他特に緊急を要し、知事等からの要請を待つとまがないと認められること。

4 災害派遣部隊の受入措置等

本部長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けた時は、次のとおり部隊の受入措置を行う。

災害派遣部隊の受入手順

項目	活動内容
準備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画をたてるとともに、必要な資機材等の確保、調達を行う。派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。
受入れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整のうえ、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として、被災地近くの公共空道を指定する。
県への報告	本部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について報告する。
派遣部隊の撤収要請	派遣部隊の撤収要請は、知事が本部長及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、その旨を報告する。 ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

5 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊の活動範囲は、次のとおりとする。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の救助	避難者の誘導、輸送等
遭難者の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援活動等に優先して実施)
水防活動	防護岸の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消火活動	消防機関へ協力しての消火活動
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道線路上の転覆トラック、崩土等の排除、除雪等(ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合)
応急医療、救護及び防疫の支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師の他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)
炊飯及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

6 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の際に生じた損害の補償（自衛隊装備に関するものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市、必要に応じて県が協議するものとする。

資料編 ・ 様式Ⅲ 自衛隊派遣要請様式 P832

第30節 ライフラインの確保

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、市及び各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、市、国、県は情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報提供に努める。

なお、防災活動拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインや排水施設の復旧等を優先して行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
水道給水班	・給配水施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
水道施設班	・水源施設等の被害調査及び応急復旧、応急給水転用に関すること。 ・工業用水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
下水道班	・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。

1 水道施設

上下水道部水道給水、水道施設各班長は、災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。なお、必要な場合は、配管の仮設等による応急給水に努める。

また、必要に応じて新居浜市管工事業協同組合へ協定に基づき応援を要請する。

(1) 災害時の初動措置

上下水道部水道給水、水道施設各班は、大規模な災害が発生した場合は、直ちに次のような手順で応急的な措置を実施する。

ア 緊急配水調整

作業の第1順位として、水源・水道施設地内の緊急配水調整作業を次のとおり行う。

(ア) 水源地、送水場、配水池、配水設備、緊急遮断弁及び連絡管等の異常を調査する。

(イ) 配水管等での大規模漏水を確認したときは、消火用水に注意しながらバルブ操作により配水池内の飲料水を確保する。

イ 配水管の被害調査

作業の第2順位として、市内給水地域をブロックに分け、配水管の被害調査を行う。

(ア) 主要配水幹線系統の被害調査

(イ) 枝管（連絡管）系統の被害調査

(ウ) 給水拠点系統の被害調査

ウ 仕切弁操作の基準

(ア) 主要配水幹線を主力に枝管を仕切弁で制限しながら、遠距離配水を図る。

(イ) 配水管の破損に対しては、仕切弁を閉鎖し区間断水を行い、管内の水の流出を防ぐ。

(ウ) 配水管などの被害のない地区でも仕切弁で調整し、必要最小限に給水を制限する。

(エ) 応急復旧を行った管路は、順次通水を行う。

(オ) 前各項の計画に従い仕切弁を操作するうえで、判断し難いときは、上流側（水源地）から下流側（配水管側）へ行き、次に大区域から小区域へ行う。

(カ) 人命にかかわる場合は、前項までの規定にかかわらず、状況判断による。

エ 水質の保全

(ア) 災害発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

(イ) 消毒施設に被害が生じた場合は、水質監視を強化し、必要な残留塩素濃度を確保するため、配水池における次亜塩素酸ナトリウムの効率的かつ最適な注入を行う。

(2) 応急復旧の実施

ア 応急復旧の基本方針

大規模な災害による断水をできる限り短期間かつ狭い範囲にとどめ、市民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水、浄水施設等の水源施設の十分な機能を確認し、水源地からの主要幹線の復旧を最優先し、ついで配水枝管と給水装置の順に復旧を進め、早期給水の再開に努める。

なお、施設の応急復旧順位は次のとおり。

(ア) 取水、導水、浄水施設

(イ) 送水、配水施設

(ウ) 給水装置

イ 取水、導水、浄水施設の応急復旧工事順位

(ア) 応急復旧工事は、取水施設、浄水施設の順で修理しながら、導水管の修理を行う。

(イ) 管の修理は、破裂折損部を優先的に復旧し、給水可能区域の拡大を図る。

ウ 送水、配水施設の応急復旧工事順位

(ア) 応急復旧工事は、送水管を修理し、次に配水管の修理を行う。

(イ) 配水池から配水拠点までの配水管の修理を行う。

(ウ) 緊急給水施設への配水管の修理を行う。

(エ) その他の配水管の修理を行う。

エ 給水装置の応急復旧工事順位

(ア) 宅地内給水装置の復旧の内、配水に支障を及ぼすものについて応急措置を実施

(イ) 路上漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの。

(ウ) 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

復旧作業は、次のとおり基本体制を確立し、12時間2交替連続作業で行う。

ア 応急復旧用資機材及び車両

水道給水班の備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、新居浜市管工事業協同組合へ協定に基づき応援を求めるほか、配水管等の資材についてはメーカーからの直送による。

イ 動員計画

(ア) 職員の動員

あらかじめ参集場所を指定し、参集後直ちに施設の被害状況を調査し、応急復旧作業体制を確立する。

(イ) 新居浜市管工事業協同組合等への応援要請

協定に基づき、新居浜市管工事業協同組合へ要員の派遣を要請するほか、必要に応じ関係業者に応援を要請する。

資料編 ・ 水道工事業業者（水道施設業及び管工事業許可保有）一覧表 P38

(4) 災害時の広報

市内の一部地域を対象とする広報は、広報内容を庶務班長に報告し、水道部各班が、広報車による広報を行う。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内全域を含む広域的な広報は、調整班長に要請し、県を通じ、報道機関の協力を得て実施する。

なお、給水、復旧作業現場において口頭広報を行う場合は、あらかじめ各班相互の情報交換（応急給水、復旧状況、通水見込等）を緊密に行い、正確を期する。

2 下水道施設

下水道班長は、下水道施設が被災したときは、下水道BCPに基づき重大な機能障害、二次災害の危険性をとり除くための措置を講じる。

(1) 管きよの応急措置

下水道班長は、大規模な災害により、管きよに折損、破損、せん断、たるみ等の被害を受けた場合は、原則として、次のとおり管きよの応急措置を実施する。

- ア 下水道管きよの被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の排除に支障のないよう移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管きよの応急復旧措置を講じる。
 - イ 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針を立てる。
 - ウ 枝線の被害については直接本復旧を行う。
 - エ 多量の塵芥等により管きよの閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール雨水柵等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
 - オ 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。
- (2) 下水処理場等の応急措置
- 本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの切り回し、仮設沈殿池などの応急復旧を実施する。
- (3) 資機材、車両及び人員の確保
- ア 下水道施設の応急復旧にあたっては、関係業者の協力を得て行う。
 - イ 不足した場合の資機材等の調達は、県に要請し、備蓄の提供若しくはその他関係機関からの調達の協力を求める。
- (4) 災害時の広報
- 下水道施設の被害状況及び復旧状況等の市民への広報は、広報内容を庶務班長に報告し、調整班の協力を得て実施する。
- また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

3 工業用水道施設

- (1) 工業用水道事業者は、災害が発生した場合、各事業者ごとに緊急時供給計画等に基づき、速やかに配水施設等の被害状況の調査を行い、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等必要な措置を講じる。
- (2) 被害の拡大防止と、応急復旧等用水の確保に必要な措置を講じる。
- (3) 必要に応じ、広域的応援体制をとるよう努める。
- (4) 可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

4 電力施設

電気事業者は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努め、災害が発生した場合には、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。なお、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じる。

- (1) 災害対策組織の編成

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

- (2) 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

- (3) 災害時における広報

 - ア 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動を行う。
 - イ 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。
 - ウ 電力事業者は、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を行う。

- (4) 対策要員の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。

なお、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

- (5) 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支

店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

(6) 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

(7) 危険予防措置

送電が危険な場合、及び警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 設備の応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

ア 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

オ 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により、通信回線を確保する。

(9) 復旧の順位

各設備ごとにあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

5 ガス施設

(1) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア 液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保および保安教育の徹底を図るとともに、地震によるガス漏れ事故等発生時における緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

イ 消防機関及び関係機関は、相互の通信連絡体制の確立を図る。

(2) 応急活動の内容

ア 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためガスの供給停止等の必要な措置をとる。

イ ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行う。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止又は消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断を行う。

(ア) 火災が延焼拡大中であること。

(イ) 震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があるとき。

(ウ) 漏えい箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

ウ ガス供給の停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガス使用者に周知徹底を図る。

エ ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後に、ガスの供給再開を行う。なお、この場合、消防機関と協議する。

オ 現場活動の調整

消防の現場指揮本部長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図る。なお、関係機関はこれに協力する。

カ 警戒区域の設定

火災警戒区域（原則としてガス漏れ場所から150メートルの範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の30%を超えるもの）の設定は、消防機関が行う。

(3) 広報活動

消防機関、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、市民の協力を求める。

(4) 避難措置等の指示及び解除

市長および警察等は、必要に応じ、避難指示を行う。

6 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するなど、速やかに災害を受けた通信手段の応急復旧を行う。

ア 通信の非常疎通措置

災害に関し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則で定めるところによる利用制限等の実施

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱

(エ) 警察、消防その他の諸官庁等が設置する通信網との連携

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携

(カ) 災害救助法が適用された場合等の指定避難所等への特設公衆電話の設置

(キ) 「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」の開設

イ 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

ウ 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

エ 災害時における災害用資機材の確保

(ア) 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は資材部門に要求する。

(イ) 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。

(ウ) 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び市町等の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

オ 設備の応急復旧

(ア) 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

(ウ) 復旧に当たっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

カ 災害復旧

(ア) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

(イ) 被災地における地域復興計画の作成・実施に当たっては、これに積極的に協力する。

(2) 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

ア 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとる。

(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

ア 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。

イ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

(4) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、ワイモバイル株式会社 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

ア 電気通信施設の整備及び保全

イ 災害時における電気通信の疎通

ウ 災害用伝言板サービスの提供

7 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「第20節 廃棄物等の処理」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

第31節 除雪実施計画

市内に、豪雪があった場合に対処するため、県と連携をとりながらとるべき具体的計画を定めて、災害を未然に防止し被害の拡大を防ぎ、住民生活の安定に寄与する。

1 道路の除雪対策

(1) 除雪路線

道路班長及び別子山班長は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、交通の確保を行う。

(2) 除雪開始時期

交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。特に集中的な大雪に対しては、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

(3) 除雪体制の整備

道路班長及び別子山班長は、道路除雪を迅速かつ円滑に行うため、資機材の配置及び備蓄状況等を調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図る。また、自主防災組織等の協力体制の確立に努める。

(4) 降雪時における情報活動

道路班長及び別子山班長は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、降雪時における道路通行規制箇所あるいは迂回路などの道路情報を報道機関等を活用して、正確かつ迅速に道路利用者に提供する。

(5) 交通規制

なだれの危険区域の道路、その他災害に関連する道路に対しては、必要に応じ通行禁止又は規制を行って、交通事故防止及び交通の円滑を期する。

(6) 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

2 なだれ対策

(1) 危険箇所の表示

なだれの発生が予想される場合は、市域内の巡視を強化して、危険地域の早期発見に努め、危険箇所を発見したときは、赤旗等により表示を行い、その旨直ちに関係機関に通報するとともに、必要がある場合は、雪止めの編さくを設けるなど緊急措置を講ずる。

(2) 退避

気温上昇によりなだれの危険性が増大したときは、関係機関と緊密に連絡をとり、危険世帯に対して警告、避難指示を行う。

(3) 児童生徒等に対する措置

市長、学校長、その他関係機関は、なだれ危険箇所の周知徹底を図り、通常の経路以外の通行を避け、登下校は集団で行い、保護者、教員等が引率するよう指導する。

3 生活必需物資の緊急輸送

豪雪のため、食料品等生活必需物資が枯渇した場合における対策については、状況に応じて関係機関と協議のうえ、緊急輸送を行うなど適宜適切な措置を講じる。

第3 2節 海上災害応急活動

船舶又は海洋施設その他陸上施設の事故により、遭難、火災又は大量流出油等の海上における災害が発生し、船舶乗組員、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互が密接に連携して各種応急対策を実施することにより、人命や船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努め、被害の局限化を図る。

1 実施体制

(1) タンカー等の事故が発生した場合

事故発生機関（者）の責任において処理するものとするが、海上保安署は、防災業務計画に基づき、市、県、警察及び港湾管理者のほか、状況に応じて漁業協同組合、関係企業、その他の諸団体又は市民に協力を求めて応急対策を実施する。

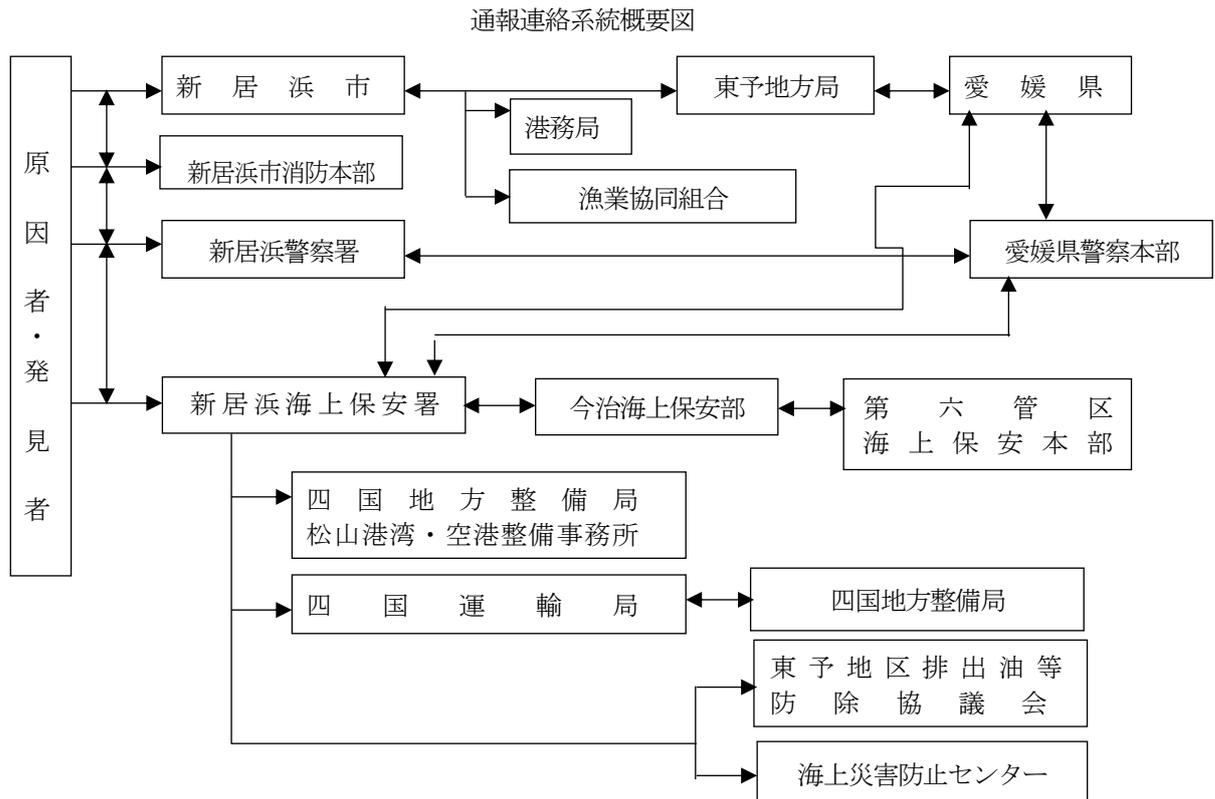
(2) 大量流出油等災害の場合

市及び関係機関は、東予地区排出油等防除協議会を調整本部として応急対策にあたるとともに、流出油等が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがあるときは、状況に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連携のもと応急対策にあたる。

2 関係機関相互の通報連絡

(1) 通報連絡系統

海上保安官署、市及び県等の関係機関は、次の通報連絡系統に基づき迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。



(2) 通報連絡内容

通報連絡内容は、次のとおりである。

- ア 事故発生の日時及び場所
- イ 事故の原因と被害の状況
- ウ 応急措置の状況
- エ 復旧見込
- オ その他必要な事項

3 海上保安署の活動

海上における災害が発生したときは、被害規模等の情報の収集を行い、その情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を進める。また、災害応急対策の実施にあたっては、関係機関等と緊密な連携のもと実施する。

(1) 警報の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行う。

- ア 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船舶による巡回等により直ちに周知する。
- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知したときは、速やかに航行警報又は安全通報を行う。
- ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報並びに船艇による巡回等により速やかに周知する。

(2) 情報の収集

海上保安署は、次の事項に関し、関係機関等と連絡をとるとともに情報収集活動を実施する。

ア 海上及び沿岸部における被害状況

- (ア) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- (イ) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (ウ) 船舶、港湾施設等の被害状況
- (エ) 石油コンビナートの被害状況
- (オ) 水路、航路標識の異状の有無
- (カ) 港湾等における避難者の状況

イ 関係機関等の対応状況

ウ 関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請するなど、連絡体制の確保に努める。

(3) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて次の措置を講じる。

- ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇等により捜索を行う。
- イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火を行うとともに、必要に応じて市等に協力要請する。
- ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を行い、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

(4) 市及び関係機関の災害応急対策の実施に対する支援

市及び関係機関の災害応急対策が円滑に実施できるよう要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、救助、救急活動等を支援する。

(5) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次の措置を講じる。

- ア 防除措置を講じるべきものが行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇等を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- イ 防除措置を講じるべきものが、流出油等の拡散防止、防除措置等を講じていないと認められるときは、これらのものに対し、防除措置を講じるよう命令する。
- ウ 巡視船艇等により応急の防除措置を講じるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

(6) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するために、次の措置を講じる。

- ア 船舶交通の輻そうが予想される海域については、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて

て船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要な情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識の設置等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(7) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村にその旨通知する。

(8) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等により次の措置を講じる。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(9) 危険物の保安措置

危険物の保安について、次の措置を講じる。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

資料編	・海上保安部所属船艇要目 P23
	・海上保安庁所属航空機要目 P23

4 市の活動

市（消防本部を含む。）は、海上災害が発生した場合、海上保安署、県等関係機関との連携を密にしながら、おおむね次に掲げる活動を実施する。なお、流出油等が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがある場合は、災害の状況に応じて災害対策本部を設置し、沿岸市町、漁業協同組合等関係機関との連携のもと応急対策を実施する。

(1) 的確な災害状況の実態の把握と連絡通報

(2) 埠頭又は岸壁に係留された船舶の火災、又は陸上に延焼した火災の消火活動及び延焼防止措置

(3) 防除作業に必要な資機材の調達

調達にあたっては、市保有の資機材及び市内事業者保有の資機材を中心に調達するとともに、必要に応じて、県、関係機関等に応援を要請する。

ア 油吸着マット

イ 油処理剤

ウ オイルフェンス

エ 油吸収ポンプ

オ 消火剤

カ 空ドラム缶

キ ひしゃく

ク むしろ

ケ 土のう等

資料編	・排出油等防除資機材保有一覧表 P28
-----	---------------------

- (4) 流出油等の防除作業及び協力並びに回収油等の処理
- (5) 沿岸住民に対する災害広報
- (6) 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (7) 県又は他の市町村に対する応援要請
- (8) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (9) 死傷病者の救出、救護（搬送、受入れ）
- (10) 事故拡大防止のための消火その他の消防活動
- (11) その他必要な事項

5 県の活動

県は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集及び関係機関への通報、伝達
- (2) 災害対策本部の設置及び応急対策活動の総合調整
- (3) 応急対策上必要な防除資機材の調達並びに応急対策物資の斡旋及び運送
- (4) 流出油等の防除作業及び協力並びに回収油等の処理
- (5) 救護班の派遣又は派遣要請
- (6) 自衛隊に対する出動要請
- (7) 関係機関との連絡調整及び応援要請
- (8) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (9) その他応急対策活動のための必要な事項

6 警察の活動

警察は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集と付近住民への広報活動
- (2) 付近住民等の避難誘導
- (3) 緊急車両通行路の確保と交通規制
- (4) 警戒区域の設定と警戒警備
- (5) その他災害現場における必要な措置

7 四国地方整備局の活動

四国地方整備局は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集及び情報連絡
- (2) 流出油等の防除作業及び協力
- (3) その他必要な事項

8 漁業協同組合、関係企業その他の諸団体、市民の活動

漁業協同組合、関係企業等は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 海上保安署その他関係機関への事故情報の通報、連絡
- (2) 応急対策活動用資機材の調達
- (3) 自力による応急対策活動の実施
- (4) 海上保安署の指示に基づく応急措置の実施

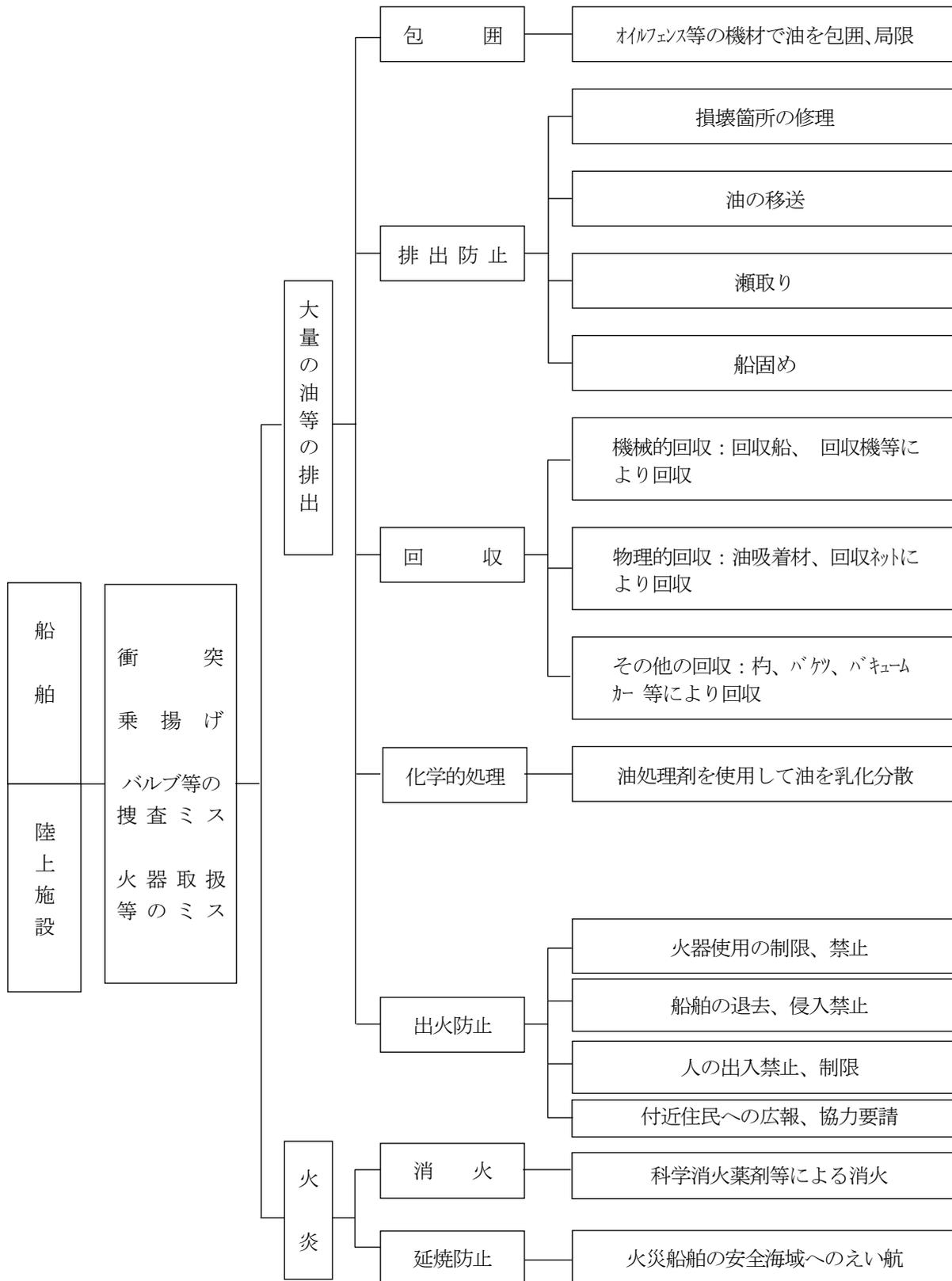
9 東予地区排出油等防除協議会への要請

新居浜地区において、大量の排出油等事故が発生した場合、東予地区排出油等防除協議会会長の要請により、各構成機関が連携して防除活動を実施する。

- (1) 地区協議会の業務
 - ア 排出油等防除計画の策定
 - (ア) 情報の連絡
 - (イ) 人員、施設、機材の動員、輸送
 - (ウ) 出動船艇相互間の通信連絡
 - (エ) その他必要事項
 - イ 排出油等防除に必要な施設、機材の整備

- ウ 排出油等防除システムの開発
- エ 排出油等防除に関する研修及び訓練
タンカー事故対策訓練（図上訓練を含む。）を毎年1回以上行う。
- オ 排出油等防除活動の実施の推進
- カ 排出油等処理剤の使用に関する事項
- キ その他排出油等防除に必要な事項

(2) 排出油等処理対策



資料編 ・ 東予地区排出油等防除協議会会則 P24
 ・ 東予地区排出油等防除協議会会員名簿 P26

10 海岸への漂着危険物の除去活動

(1) 人海による除去活動

ア 職員による回収活動

市は、流出油等の危険物が海岸に漂着した場合は、直ちに回収班を編成し、各海岸で回収作業を実施する。

イ 市民による回収活動

市民は、市と連携協力し、自主的に海岸で回収作業を実施する。また、市が設定する回収日には、市民総参加体制による回収作業に参加する。

ウ ボランティアによる回収活動

ボランティアは、市及びボランティア団体等と連携し、自主的に海岸で回収作業を実施する。

エ 民間企業、団体による回収活動

市の要請を受けた民間企業及び団体は、市の指定した海岸で回収作業を実施する。

オ 自衛隊による回収活動

要請を受けた自衛隊は、関係機関と協議のうえ指定された海岸で回収作業を実施する。

カ 他市町等による回収活動

要請を受けた他市町の派遣職員は、市の指定した海岸で回収作業を実施する。

(2) 作業環境の整備

ア 回収現地の安全管理、指揮

市は、各海岸に仮設の現地事務所及び仮設トイレを設置するとともに、現地責任者を配置し、指揮監督に努め、回収従事者の身の安全と作業効率の向上を図る。

イ 災害救援ボランティアの受入れ、調整

第3章第26節「ボランティア等への支援」のとおり

ウ 回収用消耗品の貸与

現地事務所及び現地ボランティア事務所において、ボランティアに対し、回収に必要なマスク、ゴム手袋、カップ、タオル等を貸与する。

(3) 市民総参加の回収日の設定市は、必要に応じて市民総参加体制による回収日を設定し、広報により市民の回収作業への参加を求める。

第3節 危険物施設等の安全確保

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、その火薬庫の所有者又は占有者は次の(1)、(2)に掲げる応急措置を講ずるとともに、事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防機関又は海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の(3)に掲げる緊急措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (2) (1) の措置を講ずる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講ずる。
- (3) 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

2 高圧ガスの保安

- (1) 高圧ガス製造施設等（冷凍空調機器を除く。）

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は応急措置を講ずるとともに、事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防機関又は海上保安官に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講ずる。

ア 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させるとともに、放水による冷却等適切な措置を行う。

イ 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民を避難させるための措置を行う。

ウ 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため市、警察官及び消防機関等相互の連絡を密にし、回収に努める。

- (2) 冷凍空調機器

災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいの恐れがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境政策課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に次の対応を依頼する。

ア 発災冷凍空調機器の速やかな冷媒漏えい防止の初期処置

イ 発災冷凍空調機器の冷媒回収・処理

ウ 災害緊急対応施設の発災冷凍空調機器機能の応急的復旧措置

3 石油類等の保安

石油類による災害を防止するため、市、県及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講ずる。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。
- (2) 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

4 毒物劇物の保安

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏えい等事故が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講ずる。

- (1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、輸入業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇

物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のために必要な措置を講ずる。

(2) 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講ずる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

第34節 石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等特別防災区域内における危険物等の施設は、石油コンビナート等災害防止法、消防法、高圧ガス保安法並びに毒物及び劇物取締法等の基準に基づき設置され、管理されているところであるが、危険な物質が大量に貯蔵、取り扱われており、災害が発生する危険性が高く、いったん災害が発生すれば、その規模、態様は広範、かつ複雑であり、地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

よって、「愛媛県石油コンビナート等防災計画」が定められ、当計画では、地域住民の安全を最優先とし、特別防災区域に所在する特定事業所の第1次責任を明確にするとともに、防災関係機関等における相互の連携を密にして、防災対策の推進を図るものとしている。その主な内容について以下に示すが、詳細は「愛媛県石油コンビナート等防災計画」を参照のこと。

1 防災組織配備基準

災害の区分に対応する防災関係機関等の動員配備は、次のとおりとし、各機関等の業務に係る職員の動員、配置等については、それぞれの機関等においてあらかじめ定めておく。

(1) 第1次防災体制

ア 時期 発災事業所等からの通報により緊急の防災活動が必要なとき。

イ 内容 主として、小災害に対処する配備体制とし、発災事業所の自衛防災組織（発災事業所地区協同防災組織を含む。）及び所轄消防機関（海上にあつては、所轄海上保安官署）の防災力によって対応する。

(2) 第2次防災体制

ア 時期

(ア) 発災事業所等からの通報により緊急の防災活動が必要なとき。

(イ) 第1次防災体制により出動した現場指揮者から体制移行の要請があつたとき。

イ 内容

第1次防災体制に加えて、区域外の応援協定締結事業所、隣接消防機関及び警察機関の応援を得て対応し、その他必要に応じて他の防災関係機関等の協力を求める。

(3) 総合防災体制

第2次防災体制によっても対応できない重大な災害に対して、知事は防災関係機関による緊急かつ統一的な防災活動を行うため、現地防災本部を設置して対応する。

2 関係機関の防災業務の大綱

関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱を定めており、新居浜市に係るものは、次のとおりである。

(1) 新居浜市（特別防災区域所在市）

ア 防災に関する組織の整備及び訓練に関すること。

イ 防災に関する物資及び資機材の整備に関すること。

ウ 危険物施設等の保安確保に必要な指導に関すること。

エ 水質汚濁の防止及び大気汚染の防止を図るために必要な指導に関すること。

オ 自衛消防組織（共同防災組織を含む。）、特定防災施設及び防災資機材の整備等、特定事業所の防災体制の指導に関すること。

カ 事故等の発生時における緊急通報及び伝達に関すること。

キ 事故原因調査及び再発防止対策に関すること。

ク 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。

ケ 消火活動等の実施及び自衛防災組織（共同防災組織含む。）に対する指揮に関すること。

コ 水防活動等の災害の発生又は拡大の防止措置に関すること。

サ 警戒区域の設定並びに避難指示及び誘導に関すること。

シ 傷病者の救出及び救急に関すること。

ス 被災者の救出及び救護に関すること。

セ 災害時における保健衛生と文教対策に関すること。

ソ 消防団の応援出動の要請及び指示に関すること。

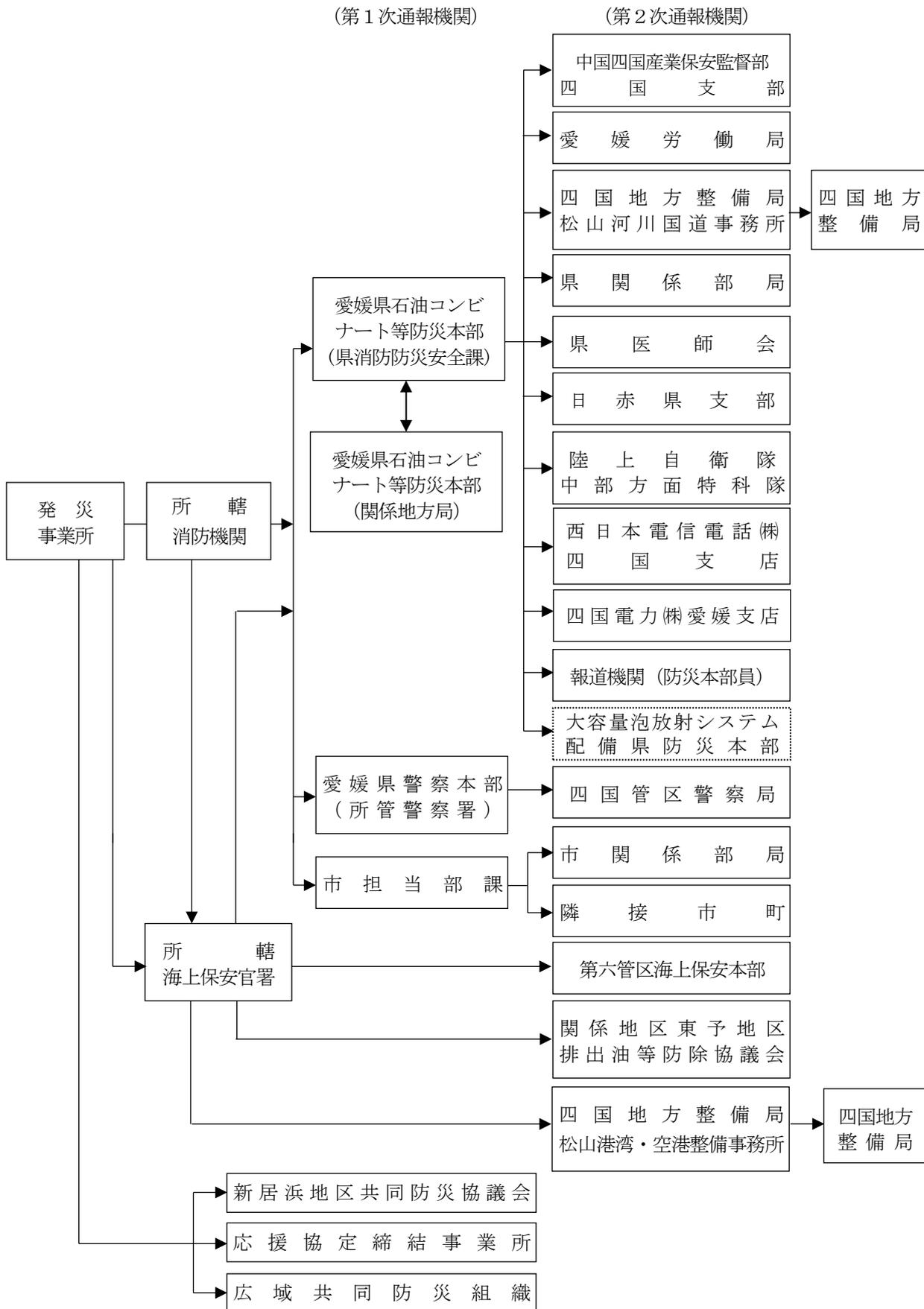
- タ 緊急輸送の確保に関する事。
- チ 公共施設等に対する災害復旧に関する事。
- (2) 特定事業者(特定事業者と共同して共同防災組織を設置した他の事業者を含む。)
 - ア 施設・設備の維持改善及び自主点検の徹底に関する事。
 - イ 安全操業の確保及び労働安全の徹底に関する事。
 - ウ 自衛防災組織、共同防災組織の整備に関する事。
 - エ 防災教育訓練の実施に関する事。
 - オ 防災施設・資機材等の整備及び維持管理に関する事。
 - カ 危険物施設等の保守管理体制の強化に関する事。
 - キ 異常現象発生時の通報連絡体制の整備に関する事。
 - ク 緊急時の応急措置の実施に関する事。
 - ケ 火災等の災害防ぎょ活動に関する事。
 - コ 事故災害の原因調査及び再発防止対策の実施に関する事。

3 災害応急対策計画

特別防災区域に係る災害時における災害の防ぎょ及び拡大の防止をするための応急対策について定めており、その記載項目について、以下に示す。

- (1) 災害情報の伝達及び広報
 - ア 災害発生通報
 - イ 災害状況等の報告
 - ウ 災害広報
 - (ア) 市の広報活動
 - a 避難の勧告又は指示、避難所の開設状況
 - b 災害応急対策実施状況、災害の見通し等
 - (イ) 消防機関の広報活動
 - a 災害現場周辺の関係者に対する火気使用の禁止
 - b 警戒区域設定の状況等の周知徹底

通報伝達系統図



- (2) 特定事業所の自衛消防組織等の活動の基準
- (3) 災害別応急対策
 - ア 火災、爆発応急対策
 - イ 有毒ガス漏えい等応急対策
 - ウ 流出油等応急対策
 - エ 海上火災応急対策
- (4) 避難対策及び警戒区域の設定
 - ア 避難対策
 - イ 警戒区域の設定
- (5) 救助・救急対策
 - ア 特定事業者の措置
 - イ 消防機関の措置
 - ウ 警察機関及び海上保安官署の措置
- (6) 医療救護対策
- (7) 警備・交通規制対策
- (8) 応援要請
- (9) 自衛隊災害派遣要請
- (10) 防災資機材の調達及び輸送

第35節 突発重大事故等応急対策

突発重大事故とは、航空機事故、列車事故、自動車事故等の交通事故、大火災、大爆発事故、雑踏における事故など、一度に多くの人命が失われる突発的な大事故をいう。市及び関係機関は、突発重大事故発生の際には、密接な連携をとり、的確な応急対策を実施する。

1 連絡体制の確立

(1) 通報

市内において突発重大事故を発見した者は、直ちに市、消防署、警察署等に通報する。

(2) 情報の収集、伝達

市、県及び当該事故の関係機関等は、情報の収集のために十分な連絡体制をとり、相互に情報を交換する。

2 応急措置

(1) 救助、救急医療活動

市、県、医師会、日本赤十字社、医療関係機関及び当該事故関係機関は、協力して次の措置を講じる。

ア 医師及び看護師の派遣による救護所の設置

イ 医療資機材及び医薬品の輸送

ウ 負傷者の救助、救出

エ 現地における応急手当

オ 負傷者を搬送する後方医療機関の確保

(2) 消防活動

消防署及び消防団は、消防活動を迅速かつ的確に実施し、被害の拡大防止と軽減に努める。

(3) 救援物資の輸送

市、県及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、輸送する。

(4) 応急復旧用資機材の確保

市、県及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を調達、確保する。

(5) 交通対策

警察署、当該事故関係機関は、相互連携のもと必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(6) 災害対策本部の設置

本部長（市長）は、災害の規模、事態の推移等によってその必要があるときは、災害対策本部を設置する。

(7) 現地災害対策本部の設置

必要に応じて、現地災害対策本部を現地又は適切な場所に設置し、情報の一元化を図り、効果的な応急措置を迅速に実施する。

3 事故処理

当該事故関係機関は、警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を、速やかに実施する。

資料編 ・新居浜市集団救急事故時の救急救護活動計画 P186

・鉄道災害時の安全対策に関する覚書 P362